

大牟田市ごみ処理基本計画

《中間見直し》

令和7年3月

目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画対象範囲.....	3
(1)計画対象区域.....	3
(2)計画の範囲.....	3
4 計画期間.....	3
第2章 大牟田市の概況.....	3
1 位置及び地勢.....	3
2 社会的条件.....	3
(1)人口等.....	3
(2)産業構造.....	5
(3)土地利用状況.....	7
第3章 ごみ処理の現状と課題.....	7
1 ごみ処理の現状.....	7
(1)ごみ総排出量.....	7
(2)市民一人一日あたりのごみ排出量.....	9
(3)市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量.....	9
(4)総資源化量.....	10
2 ごみ処理の流れ.....	11
3 燃えるごみの性状.....	12
(1)ごみの組成.....	12
(2)ごみの三成分.....	13
4 ごみの減量化・資源化の現状と課題.....	13
(1)家庭系ごみ.....	14

(2)事業系ごみ.....	14
5 収集運搬の現状と課題.....	14
6 中間処理の現状と課題.....	15
(1)燃えるごみ・可燃性大型ごみ.....	15
(2)燃えないごみ・不燃性大型ごみ・資源物.....	17
7 最終処分の現状と課題.....	18
8 ごみ処理経費の現状.....	21
9 現計画の目標に対する進捗状況.....	21
(1)現計画における施策.....	21
(2)現計画の目標に対する達成状況.....	29
第4章 現状施策を継続した場合のごみ排出量等の将来推計.....	30
1 将来のごみ排出量を予測するための人口推計.....	30
2 ごみ総排出量.....	31
3 家庭系ごみ.....	31
4 事業系ごみ.....	32
第5章 基本理念・基本方針.....	33
1 基本理念.....	33
2 基本方針.....	33
3 各主体の役割.....	34
第6章 数値目標.....	35
1 ごみ総排出量.....	36
2 市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量.....	37
3 リサイクル(再生利用)率.....	39
4 最終処分量.....	42
第7章 目標達成に向けた取組.....	43
1 目標達成に向けた施策体系.....	43
2 基本方針に基づく施策目標と主な取組.....	44

3 減量目標値の見直し	46
4 持続可能な開発目標(SDGs)との関係.....	47
5 基本方針に基づく各取組の展開.....	50
(1)《基本方針1》 排出抑制の推進～2Rの取組の強化～.....	50
(2)《基本方針2》 資源化の推進～リサイクル(再生利用)率の向上～	54
(3)《基本方針3》 適正処理の推進～環境負荷の軽減と地域環境の保全への配慮～	56
第8章 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別区分	59
第9章 ごみ処理に関する基本的事項.....	60
1 収集・運搬計画	60
2 中間処理計画	61
3 最終処分計画	62
第10章 その他ごみ処理に関し必要な事項	62
1 災害時の廃棄物処理に関する対策.....	62
2 不適正処理対策	62
(1)不法投棄対策.....	62
(2)野外焼却対策	62
3 処理困難物の適正処理対策	63
(1)処理困難物.....	63
(2)法令等に定めがあるもの	63
(3)医療系感染性廃棄物.....	63
第11章 大牟田市食品ロス削減推進計画	63
1 食品ロスの現状	63
2 福岡県の現状	64
3 大牟田市の現状	64
4. 食品ロス削減推進計画策定の趣旨.....	65
5 計画の位置付け	65
6 計画期間.....	65

7 基本理念.....	65
8 数値目標.....	65
9 目標達成に向けた具体的な施策	66
(1)家庭における食品ロスの削減の推進.....	66
(2)事業所における食品ロスの削減の推進	67
(3)自治体間のネットワークや庁内連携による食品ロス削減の推進.....	67
第12章 計画の進捗管理	68
1 ごみ処理基本計画に基づく施策の実施.....	68
2 ごみ処理基本計画の評価.....	68
3 ごみ処理基本計画の見直し.....	68
参考 用語集	69

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

「大牟田市ごみ処理基本計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づいて、大牟田市（以下、「本市」という。）における一般廃棄物の適正な処理を行うための一般廃棄物の処理に関する計画です。

令和元年12月に策定した「大牟田市ごみ処理基本計画（以下、「現計画」という。）は、概ね5年ごとに、また、諸条件に大きな変動があった場合、必要に応じて見直すこととしており、中間目標年度である令和6年度を迎えたことから、中間見直しを行い、持続可能な循環型のまちづくりを目指すものです。

こうした中、国においては、この間、令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）で定めることとされている「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」が令和2年3月に閣議決定され、市町村は、基本方針を踏まえた食品ロス削減推進計画の策定が努力義務とされています。さらに、令和4年4月には、プラスチックごみ問題や気候変動問題等への対応を契機として、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）」が施行されるなど循環型社会の形成を推進するための取組が進められています。

福岡県においては、令和3年3月に「福岡県廃棄物処理計画」、令和4年3月に「第五次福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）」及び「福岡県食品ロス削減推進計画」を策定することで、プラスチックごみ問題をはじめ気候変動問題など様々な環境問題の状況変化に的確に対応することとしています。

本市においても、令和5年3月に「大牟田市第3次環境基本計画」を策定、さらに、4月には、「ゼロカーボンシティおおむた」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進することとしています。

また、令和5年12月からは、プラスチック資源循環促進法の趣旨を踏まえ、令和3年10月に市内全校区で分別収集を開始した「プラスチック製容器包装」と「製品プラスチック」を合わせて回収することとし、分別区分を「その他のプラスチック」としながらプラスチック資源の循環促進と燃えるごみの減量化に取り組んできました。

現計画の中間見直しにあたっては、国における関係法令などや、福岡県の計画、本市における上位計画と整合を図るとともに、現計画の進捗状況や排出実態に応じた数値目標の見直し、目標達成のための新たな取組の追加や既存の取組の拡充等を行います。

また、引き続き、SDGsの目標を踏まえながら、市民、事業者、市の各主体が積極的に参加し取組むことで、持続可能な循環型社会構築に向けた施策の一層の推進を図ります。

なお、食品ロス削減の取組については、食品ロスの削減がごみの減量につながり、燃えるごみの減量に大きく影響することから、見直す計画には、「食品ロス削減推進法」に基づき、基本方針及び福岡県食品ロス削減計画を踏まえて策定した「大牟田市食品ロス削減推進計画」を盛り込み、計画に掲げる施策と一体的に取り組んでいきます。

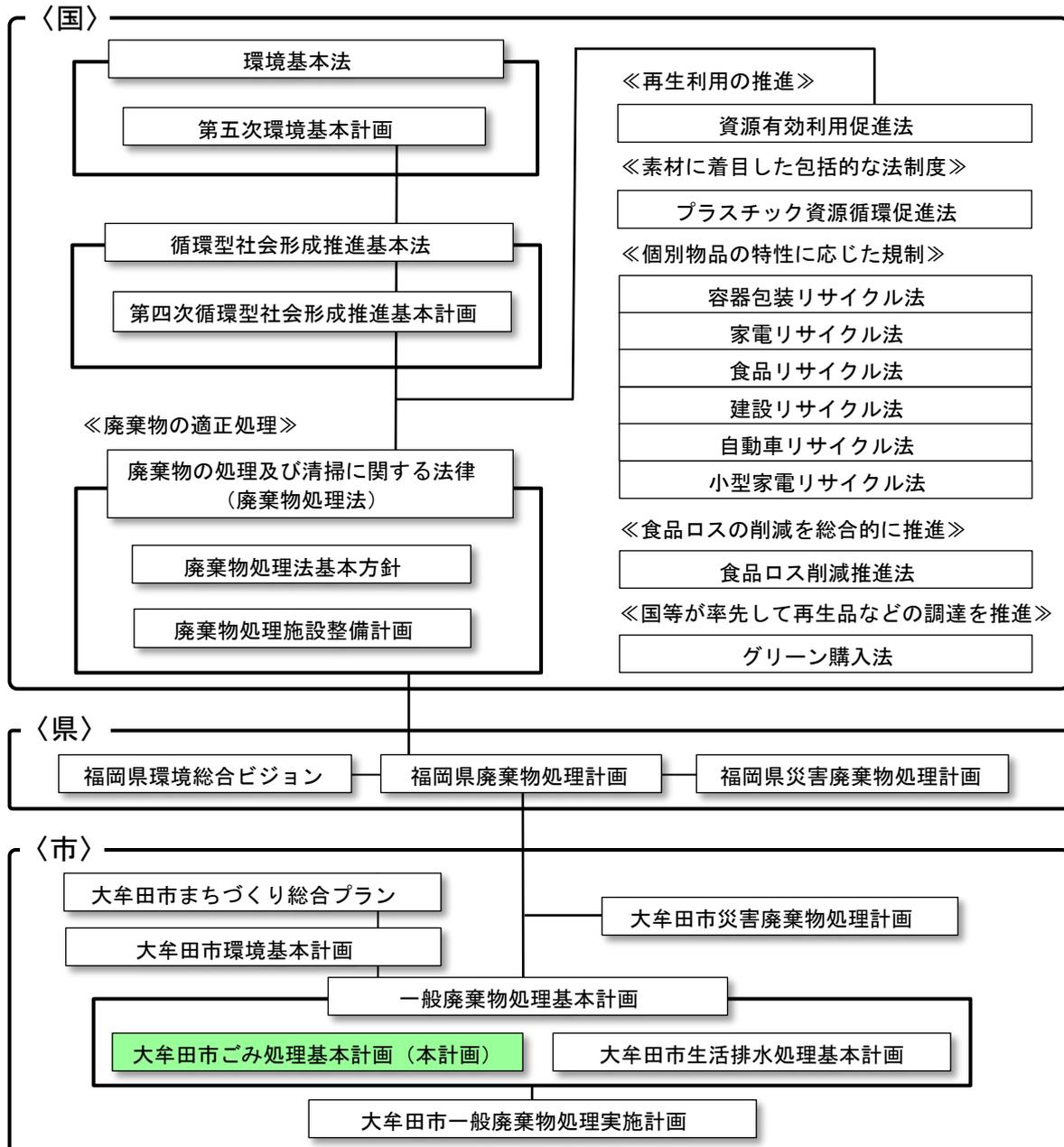
2 計画の位置付け

大牟田市ごみ処理基本計画（以下、「本計画」という。）と関連計画・法律との関係は、図 1-1 に示すとおりです。

本計画は、「廃棄物処理法」第 6 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理基本計画であり、その他の関連計画と整合を図るものとします。

なお、本計画は、一般廃棄物のうち、ごみ処理に係る事項を定めるものとします。

図 1-1 本計画と関連計画・法律との関係



3 計画対象範囲

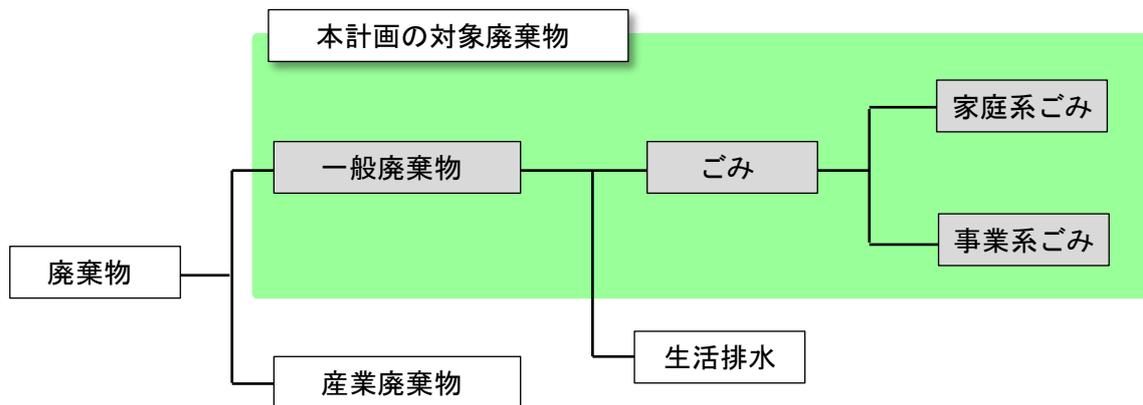
(1) 計画対象区域

本計画の対象区域は、大牟田市全域とします。

(2) 計画の範囲

本計画の対象とする範囲は、市内から排出される廃棄物のうち一般廃棄物を対象とし、そのうち「ごみ」に関するものとします。

図 1-2 本計画の対象廃棄物



4 計画期間

本計画は、令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までを計画期間としていますが、諸条件に大きな変動があった場合、必要に応じて見直しを行います。

第 2 章 大牟田市の概況

1 位置及び地勢

本市は、福岡県の南端に位置し、総面積は 81.45 km²で、東部は三池山や大間山などの低山地帯、西部は有明海に面し、干拓地や埋立地が広がっています。市の中央部から南部にかけては、熊本県荒尾市に続く三池平野が広がっています。

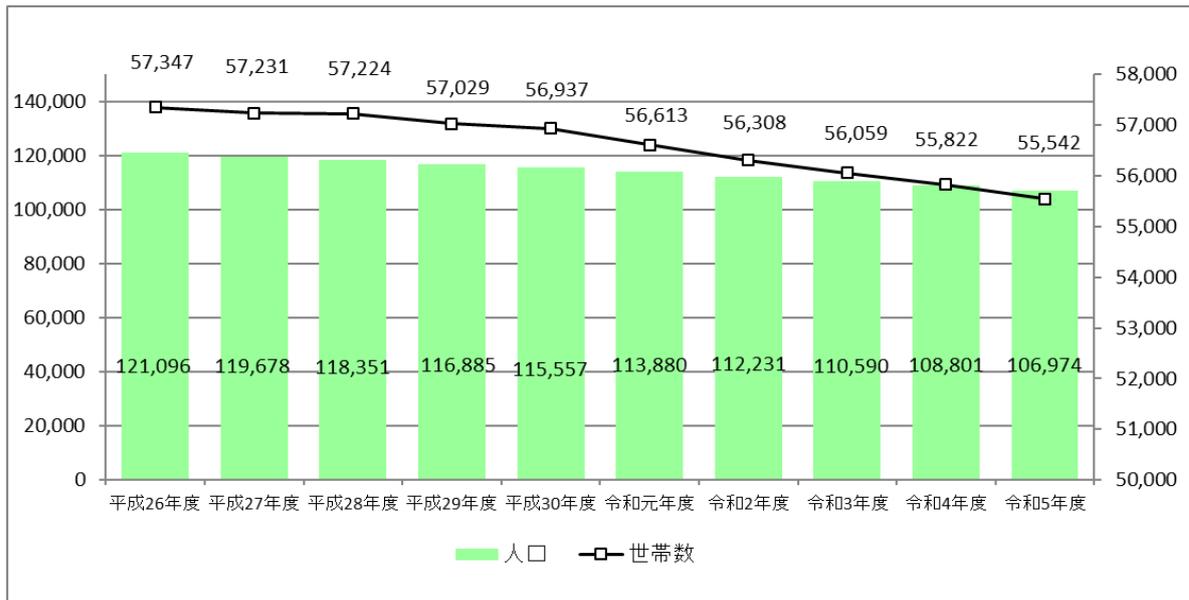
2 社会的条件

(1) 人口等

① 総人口・世帯数

令和 5 年 10 月 1 日の本市の人口（住民基本台帳）は 106,974 人で、人口は減少傾向にあります。世帯数についても、55,542 世帯で減少傾向にあります。

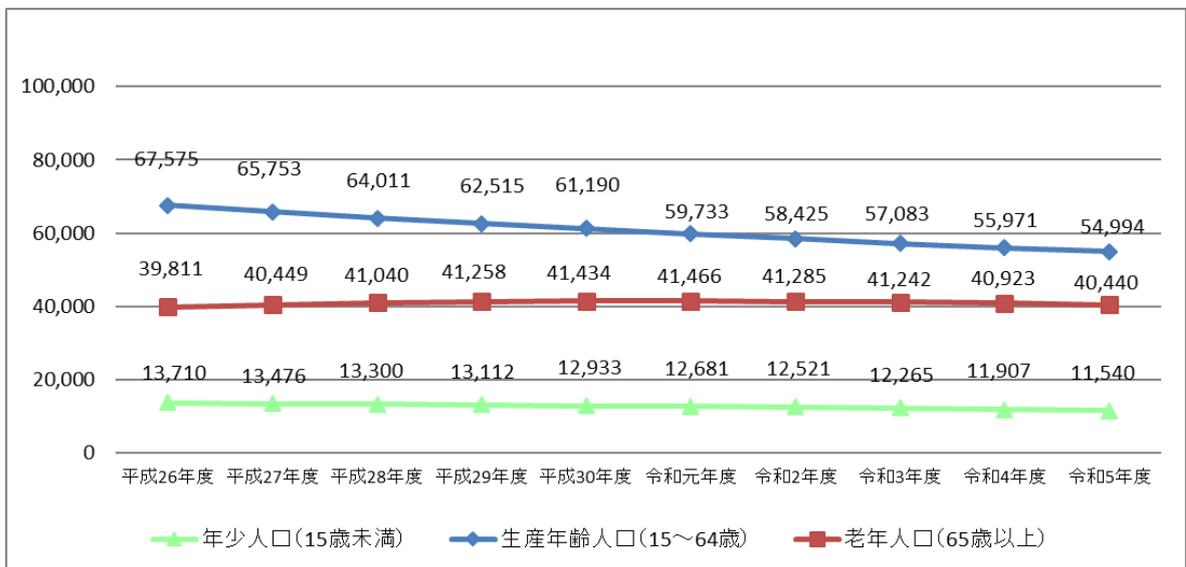
図 2-1 人口及び世帯数の推移



②年齢構成（年齢3区分別人口）の推移

年齢3区分別人口では15～64歳の生産年齢人口が減少傾向であり、その他の区分については、おおむね横ばいで推移しています。

図 2-2 年齢3区分別人口の推移



(2) 産業構造

本市の産業については、第三次産業が約85%を占め、従業者数は約79%を占めている状況です。令和3年度は、平成28年度と比較すると、多くの業種で事業所数が減少する一方で、従業員数は増加している業種が多くなっています。

表 2-1 産業構成

産業	平成 28 年度		令和 3 年度	
	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)
第一次産業計	4	140	10	150
農業、林業	4	140	10	150
漁業	-	-	-	-
第二次産業計	777	10,567	743	10,925
鉱業、破砕業、砂利採取業	1	1	-	-
建設業	503	3,619	491	3,457
製造業	273	6,947	252	7,468
第三次産業計	4,628	38,709	4,343	41,127
電気・ガス熱供給・水道業	16	387	22	449
情報通信業	23	232	23	237
運輸業、郵便業	110	2,430	97	2,012
卸売業、小売業	1,573	9,941	1,333	9,246
金融業、保険業	78	953	76	964
不動産業、物品賃借業	239	633	253	683
学術研究、専門・技術サービス業	146	720	157	827
宿泊業、飲食サービス業	782	4,590	678	3,966
生活関連サービス業、娯楽業	549	2,073	489	1,671
教育、学習支援業	162	1,380	187	2,833
医療、福祉	555	12,188	585	12,831
複合サービス業	35	413	34	358
サービス業	360	2,769	385	3,688
公務	-	-	24	1,362
合 計	5,409	49,416	5,096	52,202

出典：「経済センサス」（平成28年度、令和3年度）総務省・経済産業省

図 2-3 令和 3 年度事業所数の割合

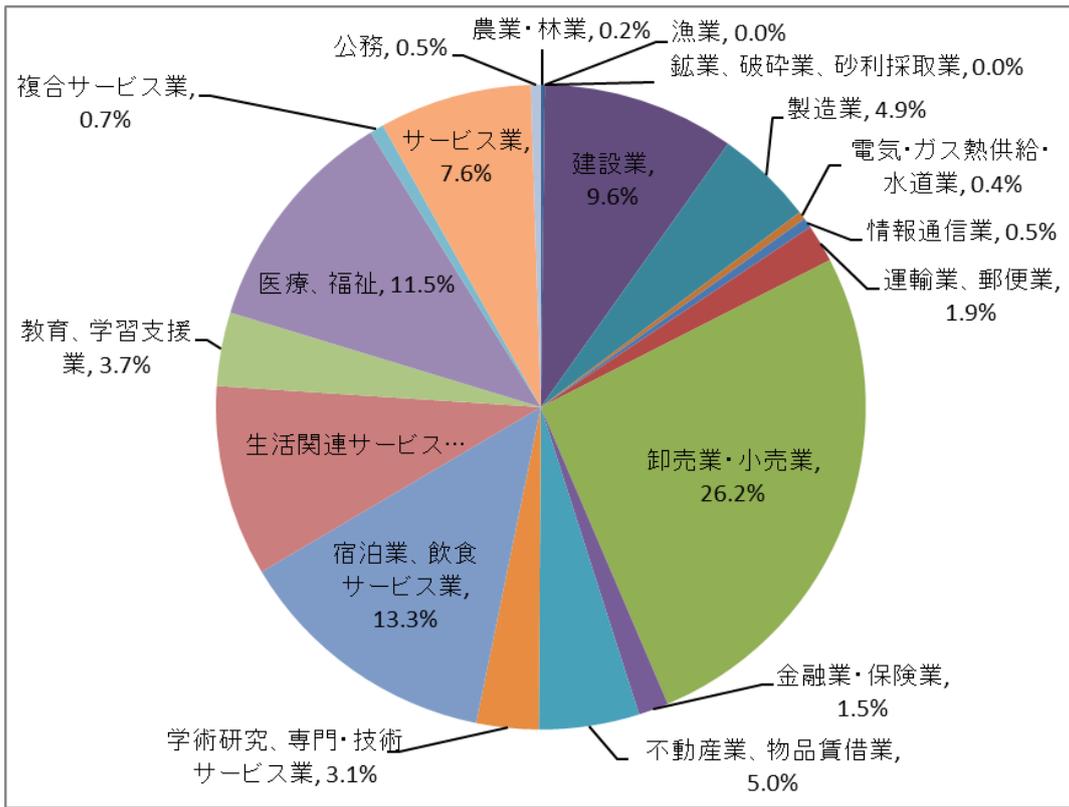
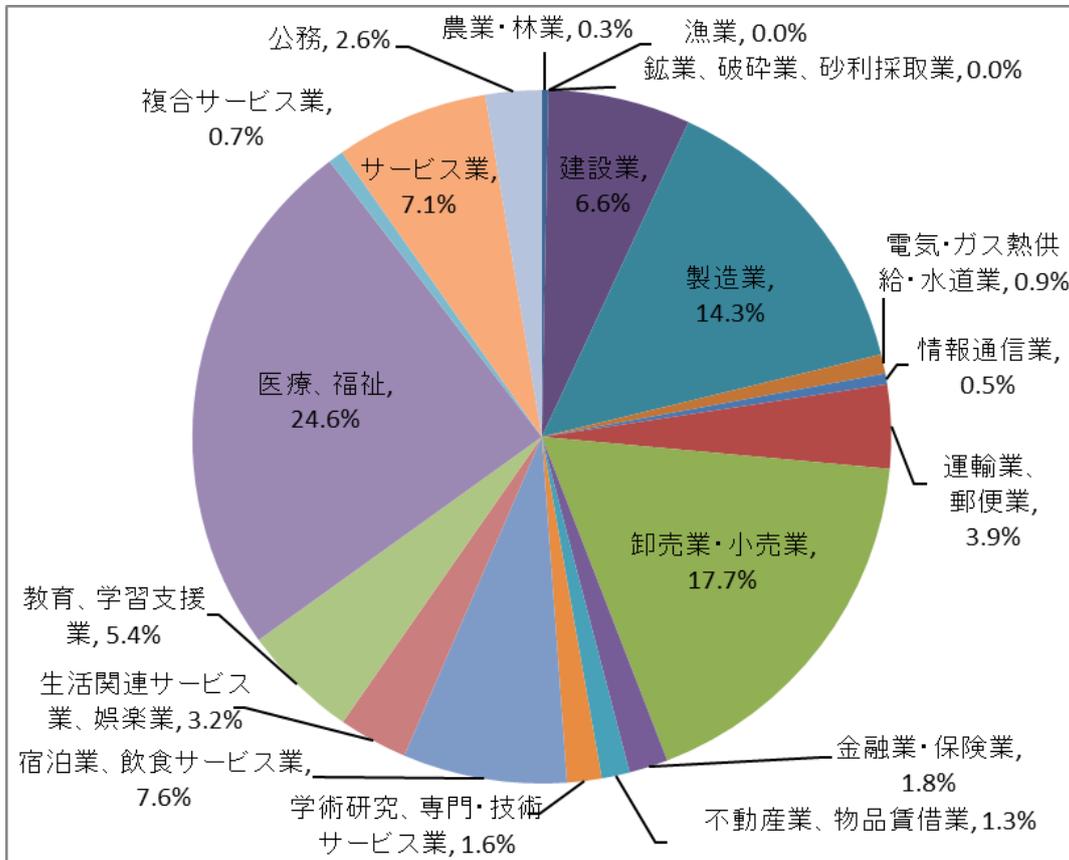


図 2-4 令和 3 年度従業者数の割合



(3) 土地利用状況

本市の土地利用状況は、「宅地」が43.8%を占め、次に「田」が16.5%を占めている状況です。

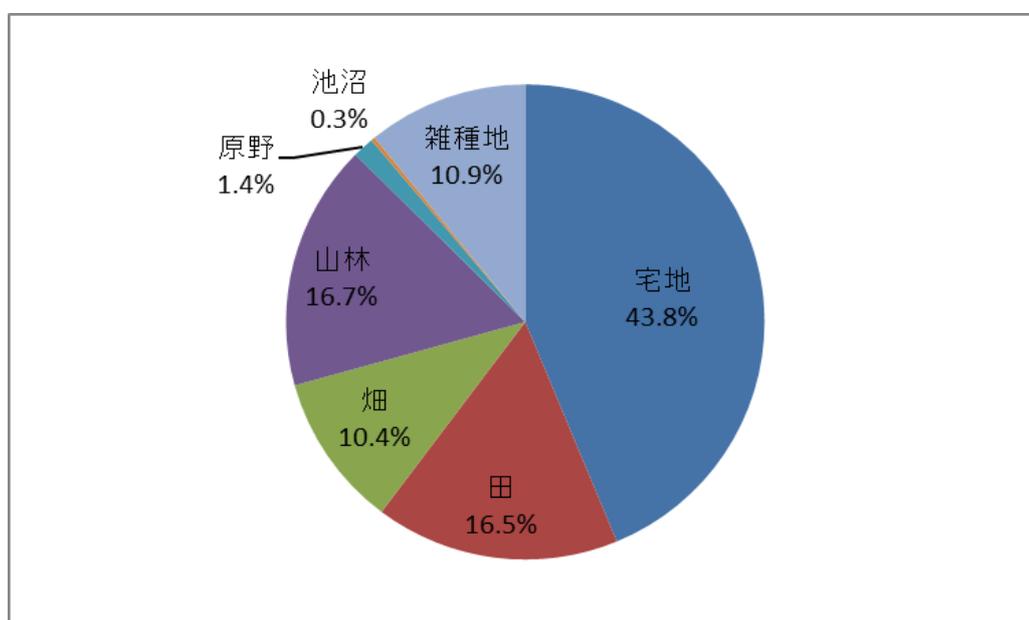
表 2-2 土地利用状況

(令和4年1月1日現在)

総面積	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	雑種地
47.91 (k m ²)	20.96	7.91	5.00	8.02	0.69	0.13	5.20
構成比 (%)	43.8	16.5	10.4	16.7	1.4	0.3	10.9

※国や地方公共団体の所有地、公用地墓地、道路、水路、ため池、社寺等の非課税は含まない。

図 2-5 土地利用状況割合



第3章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の現状

(1) ごみ総排出量

本市のごみ（燃えるごみ、燃えないごみ、大型ごみ、有害ごみ、資源物）総排出量については、これまでの有料指定袋・指定シール制度の導入、3Rの推進や市民に対する意識啓発の取組により市民のごみ減量意識の向上が図られるなど、市民、事業者の理解と協力により、平成26年度から令和5年度の10年間で、19.4%減少しています。

こうした取組の中で、紙類をはじめとする資源物の排出量が減少しています。

図 3-1 ごみ総排出量の推移

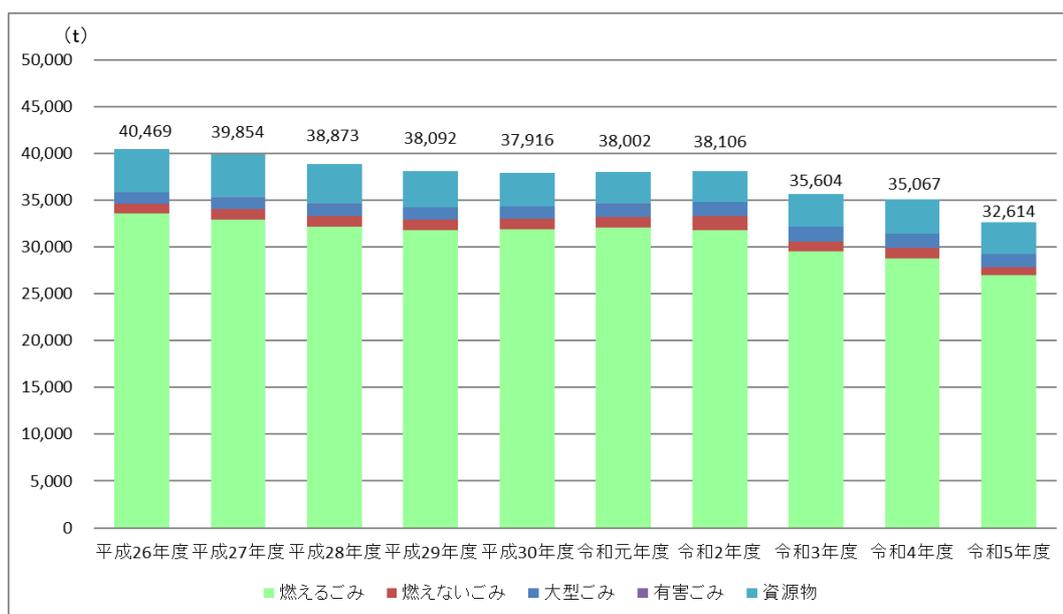


表 3-1 ごみ総排出量の推移

(t/年)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ごみ量	35,840	35,230	34,573	34,238	34,337
燃えるごみ	33,558	32,897	32,200	31,815	31,887
燃えないごみ	1,051	1,121	1,117	1,106	1,112
大型ごみ	1,195	1,177	1,221	1,283	1,306
可燃性	987	977	1,022	1,081	1,052
不燃性	208	200	199	202	254
有害ごみ	36	35	35	34	32
資源物量	4,629	4,624	4,300	3,854	3,579
缶	254	275	261	223	212
ビン	1,087	1,079	1,110	1,018	960
ペットボトル・白色トレイ	274	267	255	232	235
プラスチック製容器包装	-	-	-	-	-
紙類	2,693	2,692	2,406	2,104	1,903
古布・古着	321	311	268	277	269
排出量計	40,469	39,854	38,873	38,092	37,916
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ量	34,592	34,797	32,177	31,417	29,259
燃えるごみ	32,086	31,827	29,497	28,779	27,008
燃えないごみ	1,113	1,434	1,100	1,126	866
大型ごみ	1,361	1,505	1,551	1,485	1,360
可燃性	1,059	1,123	1,206	1,157	1,067
不燃性	302	382	345	328	293
有害ごみ	32	31	29	27	25
資源物量	3,410	3,309	3,427	3,650	3,355
缶	201	194	202	209	192
ビン	907	816	761	812	790
ペットボトル・白色トレイ	227	239	250	258	222
プラスチック製容器包装	-	78	321	491	527
紙類	1,793	1,641	1,576	1,561	1,344
古布・古着	282	341	317	319	280
排出量計	38,002	38,106	35,604	35,067	32,614

(2) 市民一人一日あたりのごみ排出量

市民一人一日あたりのごみ排出量については、全国平均等との比較は、図 3-2 に示すとおり、減少傾向にあります。

令和 4 年度の本市の市民一人一日あたりのごみ排出量は、883 g / 人・日で、全国平均 880 g / 人・日や福岡県平均 918 g / 人・日と比較すると、全国平均より、約 3 g / 人・日多いものの、福岡県平均より、35 g / 人・日少ない状況となっています。

図 3-2 市民一人一日あたりのごみ排出量の推移

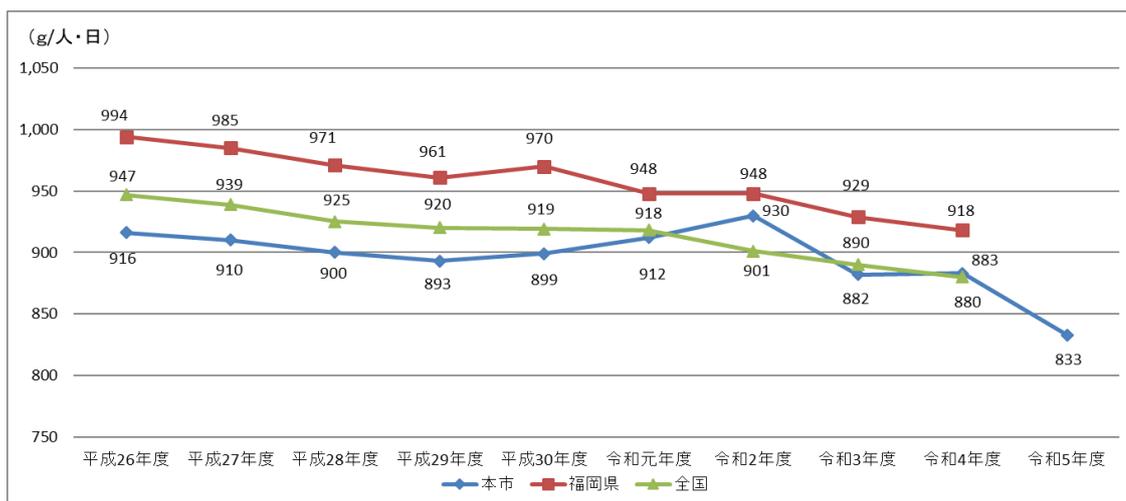


表 3-2 市民一人一日あたりのごみ排出量の推移

(g / 人・日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
本市	916	910	900	893	899
全国平均	947	939	925	920	919
福岡県平均	994	985	971	961	970
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本市	912	930	882	883	833
全国平均	918	901	890	880	-
福岡県平均	948	948	929	918	-

※令和 5 年度の全国及び福岡県の数値は、環境省一般廃棄物処理事業実態調査の結果が未公表であるため記入していない。

(3) 市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量

市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量については、平成 29 年度から令和 2 年度までは増加していますが、令和 3 年度以降は、減少傾向にあります。

表 3-3 市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量の推移

(g/人・日)					
区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市民一人一日あたりの 家庭系燃えるごみ排出量	574.1	567.1	556.7	557.3	563.3
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	574.0	586.0	550.7	543.8	512.0

(4) 総資源化量

総資源化量については、直接資源化量（回収した資源物のうち、紙類や古布・古着類等、リサイクルプラザへ搬入することなく、直接資源化業者へ搬入する資源物の量）の減少に伴い、減少傾向となっていますが、令和3年度には、全校区において、プラスチック製容器包装の分別収集を開始したことで、増加傾向に転じています。

令和5年度は、リサイクル品目のうちプラスチック製容器包装以外のほとんどの品目が減少しているため、ごみ総処理量（リサイクルプラザ、RDFセンター等の処理残渣含む）に対する資源化量の割合（リサイクル率）は、令和4年度より0.3ポイント減少しています。

表 3-4 資源化量とリサイクル率の推移

(t)					
区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ごみ総処理量	40,635	40,028	39,050	38,260	38,089
RDFセンター搬入量	34,711	33,983	33,338	33,005	33,051
リサイクルプラザ搬入量	3,075	3,146	3,138	2,954	2,919
東部環境センター搬入量	-	65	61	59	61
民間処理施設搬入量	2,849	2,834	2,513	2,242	2,058
総資源化量	4,987	4,923	4,602	4,223	4,036
直接資源化量	2,849	2,834	2,513	2,242	2,058
中間処理後再生利用量	2,138	2,089	2,089	1,981	1,978
集団回収	-	-	-	-	-
リサイクル率 (%)	12.3%	12.3%	11.8%	11.0%	10.6%
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ総処理量	38,183	38,335	35,813	35,276	32,805
RDFセンター搬入量	33,276	33,115	30,855	30,091	28,225
リサイクルプラザ搬入量	2,900	3,252	2,846	2,929	2,534
東部環境センター搬入量	50	39	34	31	21
民間処理施設搬入量	1,957	1,929	2,078	2,225	2,025
総資源化量	3,905	3,909	3,935	4,093	3,715
直接資源化量	1,957	1,929	2,214	2,369	2,147
中間処理後再生利用量	1,948	1,980	1,721	1,724	1,568
集団回収	-	-	-	-	-
リサイクル率 (%)	10.2%	10.2%	11.0%	11.6%	11.3%

◆リサイクル率の算出式

$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収}} \times 100$$

2 ごみ処理の流れ

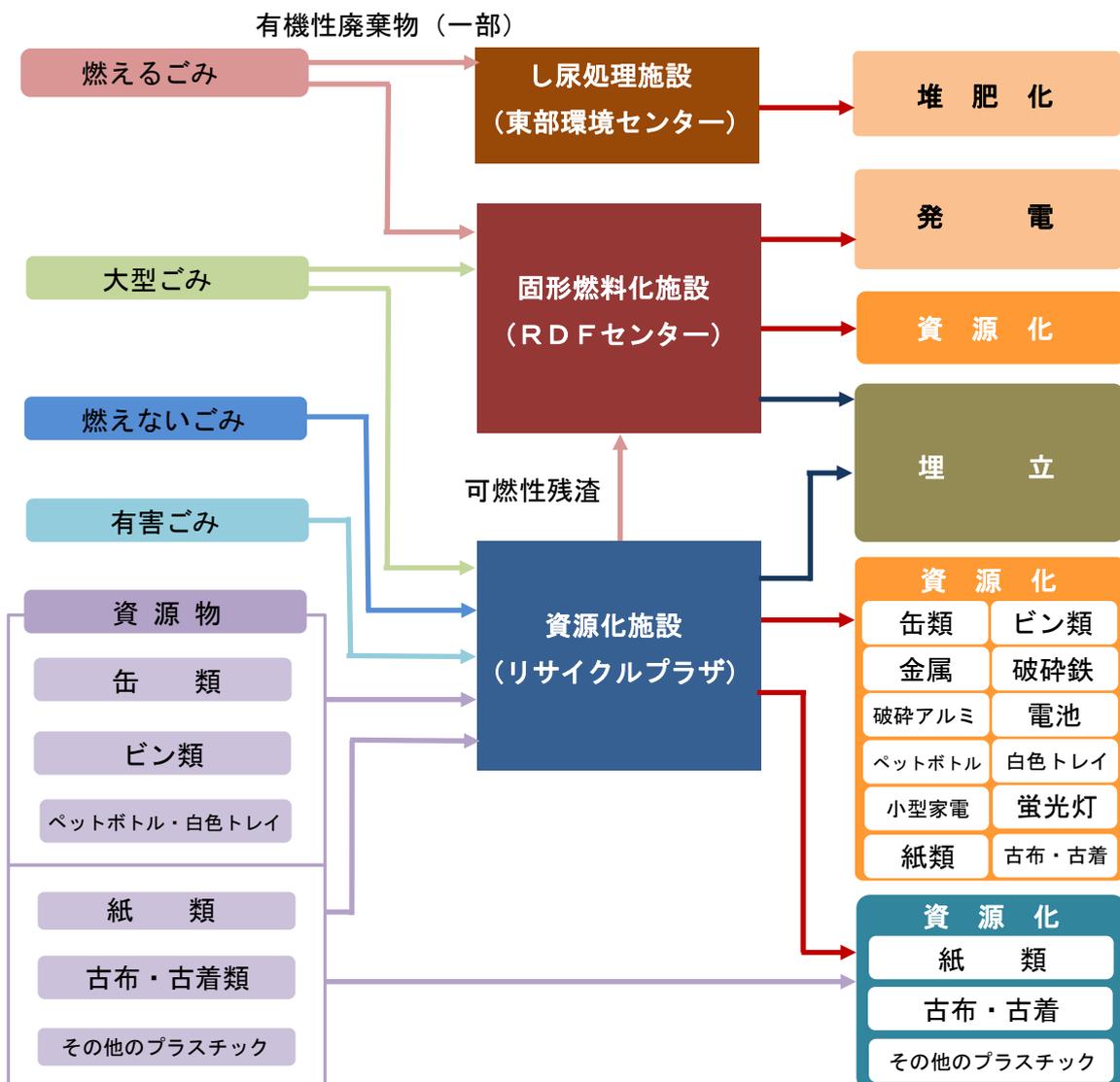
本市におけるごみ処理の流れを図 3-3 に示します。

燃えるごみのうち、有機性廃棄物の一部は、し尿処理施設において堆肥化し、それ以外の燃えるごみと可燃性大型ごみについては、固形燃料化施設（RDFセンター）において固形燃料化し、隣接する大牟田リサイクル発電所の燃料としています。

燃えないごみと不燃性大型ごみは、資源化施設において破碎・選別し、金属等の資源物を回収しています。

缶、ビン、ペットボトル・白色トレイについては、資源化施設にて圧縮・梱包等の処理をした後、民間業者に引き渡し、資源化を行っています。紙類や古布・古着類、その他のプラスチックについては、回収後、直接民間業者へ引き渡し資源化を行っています。

図 3-3 ごみ処理の流れ



3 燃えるごみの性状

本市の燃えるごみの中間処理施設である大牟田・荒尾RDFセンターでは、ごみピットからごみを採取し、ごみ質分析検査を実施しています。ごみの組成調査については、年に12回、ごみの三成分の調査については、年に4回実施しています。

(1) ごみの組成

ごみの組成調査の結果については、令和5年度の年間平均値を図3-4、最近5年間の年間平均値を表3-5に示しています。ごみの組成で最も多く占めているのは、「紙・布類」で、次に「ビニール・合成樹脂・ゴム類」となっています。

図3-4 令和5年度ごみの組成

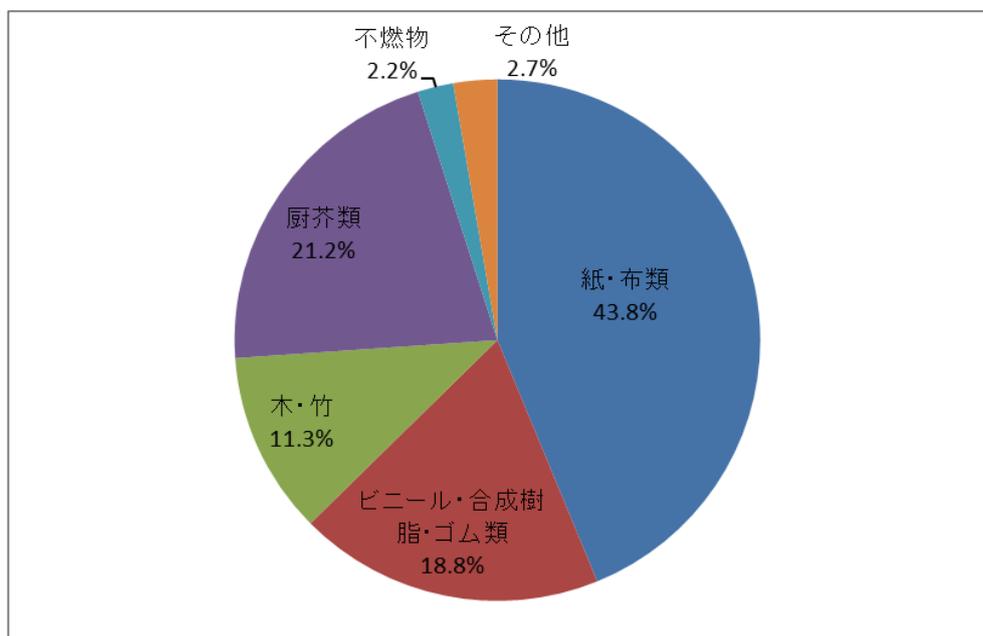


表3-5 最近5年間のごみの組成

区分	(%)				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
紙・布類	50.8	45.7	43.9	44.8	43.8
ビニール・合成樹脂・ゴム類	20.6	19.6	21.4	21.5	18.8
木・竹	10.1	10.6	12.5	11.2	11.3
厨芥類	14.2	19.7	17.9	18.6	21.2
不燃物	1.0	1.0	1.3	2.0	2.2
その他	3.3	3.4	3.0	1.9	2.7

(2) ごみの三成分

ごみの三成分の結果については、令和5年度の年間平均値を図3-5、最近5年間の年間平均値を表3-6に示しています。ごみの約5割は、水分となっています。

図3-5 令和5年度ごみの三成分

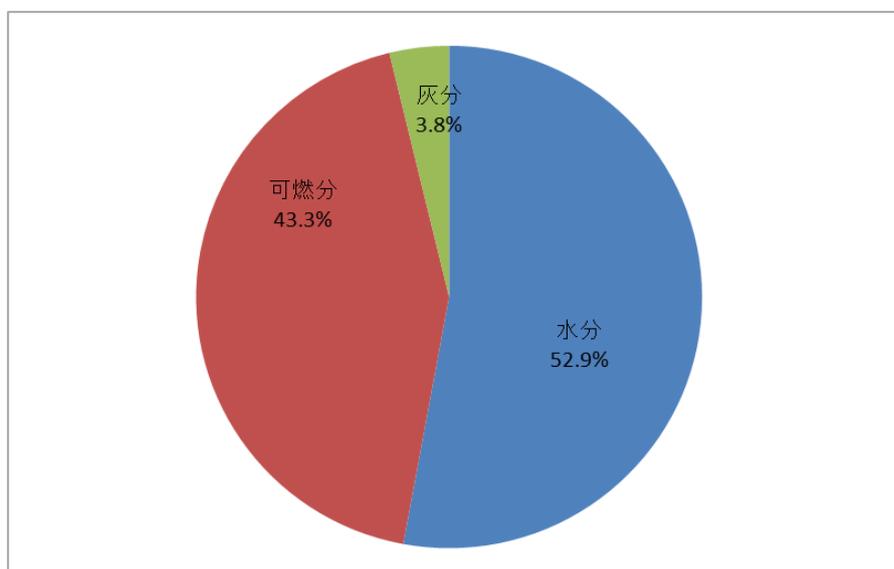


表3-6 最近5年間のごみの三成分

(%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水分	52.8	51.9	53.2	58.2	52.9
可燃分	42.4	43.5	42.9	38.7	43.3
灰分	4.8	4.6	3.9	3.1	3.8

4 ごみの減量化・資源化の現状と課題

現計画に基づき、令和2年4月から市内4校区でプラスチック製容器包装のモデル収集を開始し、その後、モデル校区を順次拡大し、令和3年10月からは市内全校区でプラスチック製容器包装の分別収集を開始しました。令和4年7月からは、サイズと価格を見直した新たな有料指定ごみ袋を販売し、プラスチック製容器包装の分別や食品ロスをはじめとする生ごみの減量などに取組むことで、プラスチック製容器包装の分別収集が始まる前よりワンサイズ小さい袋への切替えを促す「ごみダイエットの推進」に取組み、令和4年度は、ごみ総排出量が前年度比で537t減量することができました。

令和5年12月からは、プラスチック製容器包装の回収頻度を2週間に1回から週1回にすることと併せ、対象範囲を「製品プラスチック」まで拡大するなど、市民等のごみ減量に対する意識の向上を図りながらごみの減量化・資源化に取組み、ごみ総排出量は減少傾向となっています。

こうした中、「地域資源回収」における資源物の回収量が減少し、リサイクル率が低い数値となっています。

(1) 家庭系ごみ

家庭系の燃えるごみの市民一人一日あたりの排出量については、平成 29 年度以降、増加傾向で推移していましたが、現計画におけるごみの減量化・資源化の取組により、令和 3 年度からは、減少傾向に転じています。

このような中、処理施設におけるごみの組成調査では、依然として多くの生ごみや紙類が混入しているのが現状です。

家庭系のごみの減量化・資源化を促進するためには、排出段階における分別の徹底や市民意識の向上のための環境学習等の実施などの効果的な取組が課題です。

(2) 事業系ごみ

事業系ごみの排出量については、経済状況等に大きく影響され、令和 2 年度には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための飲食店等に対する営業自粛要請の影響により減少し、その後も減少傾向で推移しています。

こうした状況の中でも、排出段階における燃えるごみの組成調査の結果では、飲食店等から食べ残しや売れ残り等の食品廃棄物、事務系の事業所からはリサイクルできるコピー用紙などの紙類が混入している現状もあり、今後も一定量の事業系ごみが搬入されると考えられます。

このため、事業系ごみにおいても、有効活用できる食品廃棄物について、食品ロス削減の取組等による排出抑制や食品リサイクル法に基づく資源化の推進が課題です。また、リサイクル可能な紙類についても、分別の徹底による適正搬入が課題です。

◇燃えるごみの減量
◇市民等の意識向上

◇排出段階の分別の徹底
◇事業系ごみの適正搬入

5 収集運搬の現状と課題

本市では、市民等のごみに対する責任の明確化や分別意識が高まるように、市内の一部においてステーションへの排出により収集を行ってきたものを出来る限り戸別収集へと見直しを行ってきました。こうした中、ごみ出しのルールが守られていないものについては、収集時に、個別の指導啓発や不在や排出者が特定できない場合の「収集できませんシール」の貼付を行うなど、ごみの適正排出を促しています。

更なるごみの減量を促進するためには、分別の徹底が重要であることから、市民・事業者・市の役割を明確にし、効果的な啓発が課題です。

平成 23 年度からは、ごみの排出が困難な高齢者や障がいのある人等を対象とした「福祉収集」と諸条件を満たした世帯を対象とした「大型ごみの持ち出し収集」を実施するなどごみの排出支援を行っています。

大型ごみの持ち出しや資源物のリサイクル集積所への排出は、ごみの排出が困難な高齢者等の負担となっています。本市の高齢化率や高齢単身世帯の推移から、今後、大型ごみの持ち出しや福祉収集などによるごみの排出支援が必要な世帯の増加が見込まれるため、ごみ排出支援が必要なすべての世帯に対応する効率的かつ効果的な収集体制の構築が課題です。

また、平成 23 年からは、直営と委託業者の役割を明確にしながら、ごみ収集運搬業務の委託を推進してきました。

こうした中、令和 5 年度には燃えるごみの収集量の約 9 割を委託業者で行っており、今後は、市の責任において将来にわたり安定した一般廃棄物の収集運搬を行うための、委託のあり方の検討が必要です。

表 3-7 分別区分ごとの収集方法

区 分		収集回数	収集方法	備 考
家庭系ごみ	燃えるごみ	2 回/週	戸別・ステーション	
	燃えないごみ	1 回/2 週	戸別・ステーション	
	有害ごみ		戸別・ステーション	
	資源物	1 回/2 週	ステーション	その他のプラスチックは1回/週
	大型ごみ	随時申込	戸別	電話による申込み
	臨時ごみ	随時申込	戸別	
事業系ごみ	1 日の平均排出量が 30 kg 未満の事業所	家庭系ごみと同じ（大型ごみ及び臨時ごみを除く。）		
	1 日の平均排出量が 30 kg 以上の事業所	自己処理又は許可業者への委託		

◇市民等の分別意識の向上 ◇ごみ収集運搬委託のあり方の検討
◇福祉収集の効果的かつ効率的な収集体制の構築

6 中間処理の現状と課題

(1) 燃えるごみ・可燃性大型ごみ

燃えるごみ及び可燃性大型ごみについては、大牟田・荒尾清掃施設組合の大牟田・荒尾 RDF センターにおいて、RDF（ごみ固形燃料）化し、製造した RDF は隣接している大牟田リサイクル発電所に専用のコンベアで送り、発電の燃料として使用されています。

大牟田・荒尾 RDF センターでは、令和 5 年度に 28,806 t（大牟田市分）のごみを処理しました。

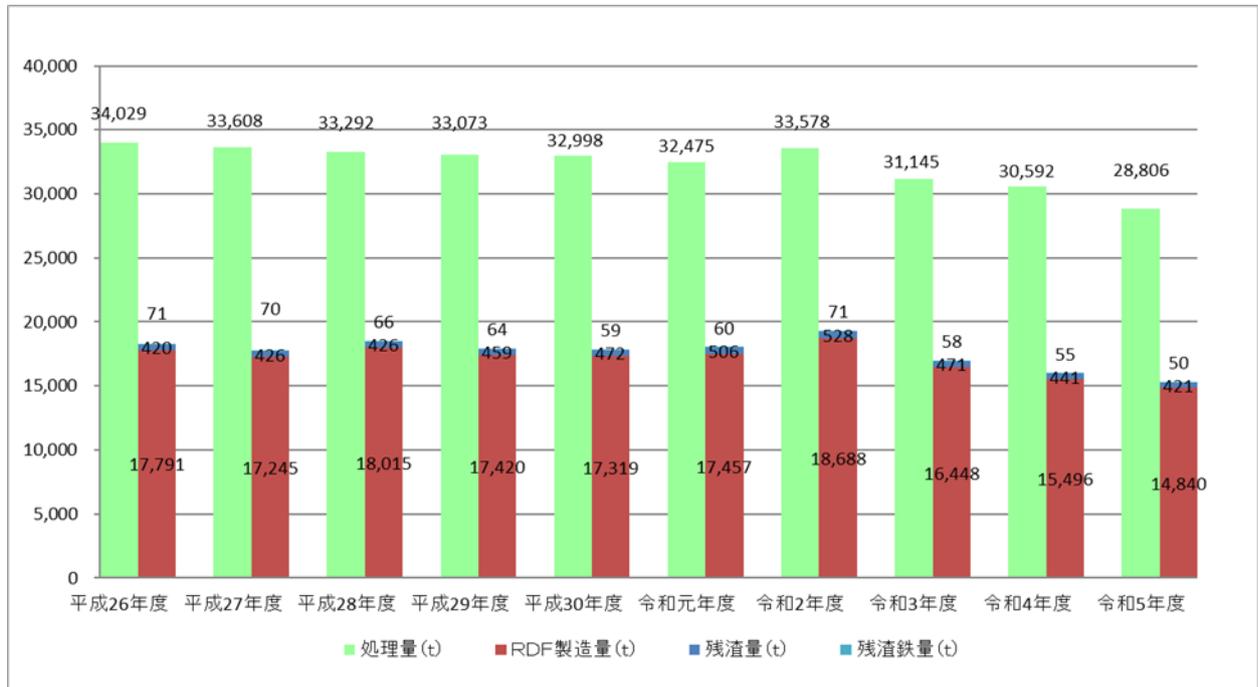
当施設は供用開始から約 21 年が経過していることから、施設の老朽化が進行していますが、適正な維持管理や計画的な大規模な改修により、安定したごみ処理を行っています。

大牟田・荒尾 RDF センターは、令和 10 年度の新ごみ処理施設の稼働により廃止となりますが、それまでの間は、市民生活に支障をきたさない継続した安定稼働が必要です。

表 3-8 大牟田・荒尾RDFセンターの概要

施設名称	大牟田・荒尾RDFセンター
所在地	大牟田市健老町 468 番地
施工年月日	平成 14 年 11 月
処理方式	ごみ固形燃料化方式
処理能力	225 t/日 (75 t×3 系列/16 h)
≪大牟田・荒尾RDFセンターの外観≫ 	

図 3-6 処理実績の推移



(2) 燃えないごみ・不燃性大型ごみ・資源物

リサイクルプラザでは、燃えないごみ及び不燃性大型ごみの破碎・選別を行い、鉄、アルミ等の資源物の回収を行っています。また、地域資源回収により回収された缶、ビン、ペットボトル・白色トレイについては、不適物などを選別し、圧縮・梱包等の処理を行い、資源化を図っています。

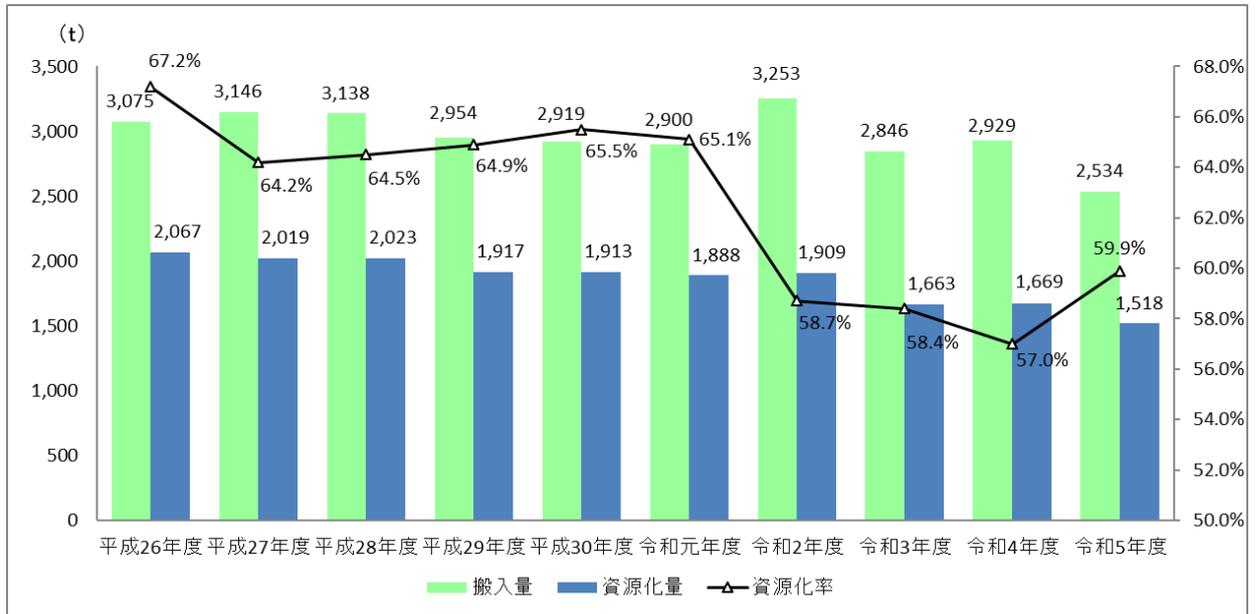
当施設は供用開始から約 21 年が経過していることから、施設の老朽化が進行しており、令和 4 年度からは、施設延命化のための基幹的設備改良工事を計画的に実施してきました。今後は引き続き、適正な管理により、処理能力を維持しながら安定稼働に努めます。

また、これまで分別収集後の蛍光管や、リサイクルプラザに搬入されたもののうち、スプリングマットレス、自転車等の保管場所としていた新開クリーンセンターが売却されることに伴い、リサイクルプラザ内にそれらの保管場所を新設しました。

表 3-9 リサイクルプラザの概要

施設名称	大牟田市リサイクルプラザ
所在地	大牟田市健老町 467 番地
施工年月日	平成 15 年 3 月
処理方式	破碎処理・選別処理・圧縮処理・保管
処理能力	66 t / 日 (5 h)
《リサイクルプラザの外観》	
	

図 3-7 搬入量、資源化量及び資源化率の推移



注 1) 資源化量は、搬出量から可燃物と不燃物を差引いた、資源化された量

注 2) 資源化率=資源化量÷搬入量×100

◇施設の適正な維持管理 ◇新ごみ処理施設への移行
 ◇保管施設新設による安全作業の確保 ◇施設の安定稼働

7 最終処分の現状と課題

最終処分場である第三大浦谷埋立地は、中間処理施設（大牟田・荒尾RDFセンター・リサイクルプラザ・東部環境センター）からの不燃残渣・沈砂等を埋立処分しており、令和5年度実績で1,076 m³/年となっています。（※埋立容量288,277 m³、残余容量90,774 m³[令和5年3月現在推計値]）

また、最終処分場の主要な設備である遮水シートの劣化が進んでいたため、平成29年度から令和3年度にかけて（令和2年度は「令和2年7月豪雨」による災害対応のため中断）計画的に補修を行いました。

こうした中、令和2年7月豪雨に伴い発生した災害廃棄物のうち、陶磁器やガラスくず、土砂などを埋立処分したことに加え、災害廃棄物処理の影響で中間処理施設の残渣が増加しており、現計画において推計した埋立量より増加しており、今後、更なるごみの減量化・資源化を推進し、埋立地の延命化を図っていく必要があります。

また、最終処分場は、候補地選定、地元説明から建設まで、一定年数が必要であるため、残余容量や埋立量の状況など管理しながら、新たな最終処分場の建設に向けた検討も必要です。

◇施設の延命化 ◇新たな最終処分場建設の検討

表 3-10 第一大浦谷埋立地の概要

施設名称	大牟田市第一大浦谷埋立地
所在地	大牟田市大浦町
埋立期間	昭和 51 年 12 月～昭和 56 年 3 月
埋立容量	92,000 m ³
埋立残容量	—

表 3-11 第二大浦谷埋立地の概要

施設名称	大牟田市第二大浦谷埋立地
所在地	大牟田市大浦町
埋立期間	昭和 57 年 1 月～昭和 61 年 12 月
埋立容量	182,973 m ³
埋立残容量	—

表 3-12 第三大浦谷埋立地の概要

施設名称	大牟田市第三大浦谷埋立地
所在地	大牟田市大浦町 14 番 1 ほか
埋立期間	平成 7 年 2 月～
埋立容量	288,277 m ³
埋立残容量	90,774 m ³ (令和 5 年 3 月 31 日現在)

《第三大浦谷埋立地の状況》



図 3-8 埋立処分量の推移



注 1) 埋立処分量には、大牟田・荒尾RDFセンターとリサイクルプラザからの残渣及び東部環境センターからの沈砂と清掃汚泥が含まれる。

注 2) 平成 27 年度から 29 年度の覆土量は、土堰堤築造による土量を含む。

注 3) 令和 2 年度の埋立処分量は、「令和 2 年 7 月豪雨」による災害廃棄物 (170 m³) を含む。

注 4) 令和 5 年度の覆土量は、令和 2 年度から埋立っていた区画が計画高に達したため施工した中間覆土量による土量を含む。

表 3-13 大牟田・荒尾RDFセンター及びリサイクルプラザの残渣量の推移

(t)

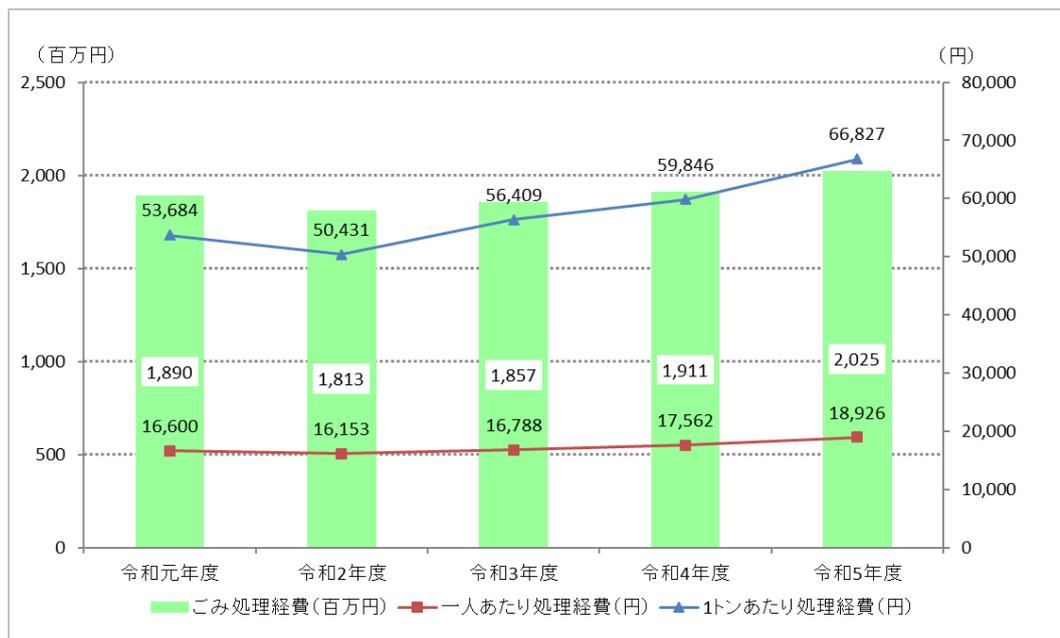
区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
大牟田・荒尾RDFセンター残渣	608	617	617	638	656
リサイクルプラザ残渣	822	852	821	789	818
その他 (災害ごみ等)	-	-	-	-	-
合計	1,430	1,469	1,438	1,427	1,474
市民一人一日あたりの最終処分量 (g/人・日)	32.4	33.5	33.3	33.4	34.9
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大牟田・荒尾RDFセンター残渣	713	744	672	630	601
リサイクルプラザ残渣	864	1,113	860	896	702
その他 (災害ごみ等)	-	145	17	7	7
合計	1,577	2,002	1,549	1,533	1,310
市民一人一日あたりの最終処分量 (g/人・日)	37.8	48.9	38.4	38.6	33.5

8 ごみ処理経費の現状

令和5年度のごみ処理に要した経費は、約20億円でした。これを市民一人あたりに換算すると約1万9千円であり、ごみ1トンあたりに換算すると、約6万7千円になります。

ごみ処理経費は、令和2年度まで減少傾向で推移していますが、段階的に実施してきた「プラスチック製容器包装の分別収集」の取組、最終処分場の遮水シートの補修、大牟田・荒尾RDFセンターの管理に係る経費の増加などにより、令和3年度以降のごみ処理経費は増加傾向で推移しています。

図 3-9 ごみ処理経費の推移



9 現計画の目標に対する進捗状況

(1) 現計画における施策

現計画においては、「排出抑制の推進」「資源化の推進」「適正処理の推進」を基本方針に掲げ、「ごみダイエットの推進」「リサイクル品目の拡充」などに関する42の施策目標の取組みのうち、28の施策に取組みました。また、以前からの計画における施策についても、継続的に取組んでおり、各主体（市民、事業者、市）がそれぞれの責任において3Rを推進しながら資源循環型社会の構築を目指してきました。現計画で取組んだ施策及び前計画から継続的に取組んでいる施策は次のとおりです。

排出抑制の推進

食品ロスの削減

食品ロス削減運動の推進<<新規>>

毎月 10 日と 30 日を冷蔵庫や保管場所の在庫を確認する「家庭版 3010 運動」や必要な量だけの食材の購入、食べきれぬ量の料理を作るなど「食べきり運動」の推進による食品ロスの削減を図りました。

家庭における食品ロス削減<充実>

市民の食品ロスに対する関心を高めるため、広報紙の活用やイベント等において、ポスターの等の掲示や、食品ロス削減グッズと合わせてチラシを配布しながら食品ロスの現状や対策などについて、周知啓発を行いました。

食品ロス削減グッズ配布実績

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
配布件数	732	873	688	1,051

飲食店等における食品ロス削減<充実>

飲食店や小売店等を対象とした訪問による周知啓発に取組み、福岡県が実施する福岡県食品ロス削減県民運動の「食べもの余らせん隊」に協力する「登録店」の拡大を図りました。

食べもの余らせん隊登録店舗数

飲食店等	小売店	合計
23	38	61

※小売店 38 店舗 (1 店舗閉店除外)

生ごみの減量

生ごみの水切り周知啓発<充実>

燃えるごみに多く含まれる生ごみの水切りは、ごみ減量の効果的な手法であることから、イベントや講座等では、生ごみの水切りの効果や水切り専用道具を使った生ごみの水切りの方法などの情報発信や、令和 4 年度からは水切りの減量効果を体験・実感による実践を促すため、希望する市民に生ごみの水切り専用グッズを配布しました。

生ごみ堆肥化講習会の開催（継続）

様々な世代や住環境においても生ごみの堆肥化に関心を持ち、継続して取り組むことができるように、畑やプランターで段ボールコンポストで作った生ごみ堆肥の使い方を学ぶ講座や若い世代に人気のバッグ型コンポストの講習会などの講座を開催しました。



生ごみ堆肥化講習会実施実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座回数	4	4	10	10

生ごみ堆肥化機材等購入補助事業（継続）

家庭から排出される生ごみの減量と有効活用を推進するため、電動生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器（設置型コンポスト・密閉式非設置型コンポスト）を購入する世帯へ補助金を交付しました。

令和2年度からは生ごみ堆肥化機材等購入補助事業の対象に事業所を加え、更なるごみの減量化を進めることとしましたが、これまで申請の実績がありませんでした。



補助金交付実績

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	電動	容器	電動	容器	電動	容器	電動	容器
交付世帯数	14	31	9	16	14	20	14	13
事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0

ライフスタイルにあった生ごみ堆肥化手法の推進（継続）

生ごみの減量を図るため、畑やプランターで生ごみ堆肥の使い方を実践で学ぶ講習会や、最近若い世代に人気が出てきている、スタイリッシュなバッグ型コンポストの講習会を開催し、幅広い世代や集合住宅に居住している市民にも生ごみの堆肥化に関心を持ってもらえるような取り組みを進めてきました。

ごみダイエットの推進

有料指定ごみ袋の見直しによるごみダイエット《新規》

プラスチック製容器包装の分別収集が始まる前よりワンサイズ小さい袋への切り替えを促すことで、更なるごみの減量化・資源化を図る「ごみダイエットの推進」に取り組みました。本計画の策定に伴う市民アンケートでは、約6割の市民がワンサイズ小さいごみ袋に切替えていると回答しており、市民のごみの減量化・資源化に対する関心も高まっています。



多量排出事業者等の指導啓発の強化

許可業者の指導強化<充実>

許可業者を対象とした講習会を開催し、更なる専門知識の習得等によるスキルアップを図り、廃棄物の適正処理につなげました。

適正搬入指導の強化<充実>

事業所から排出される生ごみの減量化や紙類の資源化を促進させるため、許可業者がごみ処理施設に搬入するごみの展開検査を実施し、適正搬入の強化を図るとともに、排出事業者に対し、食品廃棄物の水切りや資源物の分別徹底、産業廃棄物の適正処理などの指導を行いました。

意識啓発の充実

環境学習の充実<充実>

市内小学校（4年生）を対象に、ごみ処理の流れとごみの減量に重要な「3R」についての環境学習を行っています。

環境学習では、食品ロスの現状や食品ロスにならない工夫などを伝えながら、子どもたちのごみに対する関心を高めました。



出前講座の充実<充実>

「3R」「リサイクル」や「ごみの収集から処分」など、ごみの減量や分別について学ぶ講座において職員が講師を務めながら、市民のごみ減量に対する意識の向上を図りました。

イベント等を活用した周知啓発の充実<充実>

市内のイベントにおいて、ごみ減量に関するブースを設置しながら段ボールコンポストやごみの減量につながる食品ロス削減等についての啓発を行いました。

また、大型商業施設のSDGsに関するイベントにおいては、プラスチック製容器包装の分別収集と合わせ、プラスチック問題の関心を高める情報を発信しました。

わかりやすい情報の発信

ごみ出しアプリの活用<新規>

本市における「大牟田市公式LINE」の運用に合わせ、LINEで市民等がごみの分別区分の検索ができるようにするとともに、ごみ出し日の確認や市民の希望によりごみ出し日の通知メールを受信できるようにするなど、市民等の利便性の向上を図りました。

ごみ出し読本の配布（継続）

プラスチック製容器包装の分別収集を市内全校区で開始したことに伴い、分別方法を周知するため、新しい「ごみ出し読本」を全世帯に配布しました。

配布にあたっては、有料指定ごみ袋の見直しの時期に合わせることで、有料指定ごみ袋のサイズと販売価格、燃えるごみと燃えないごみに使えるようになるなどの使い方の変更についても周知徹底を図りました。

ごみ出しカレンダーの配布（継続）

市民が燃えるごみや分別した資源物の出し忘れや後出しによる取りもれがないように、確実に排出できるよう、ごみの収集日を確認できる「ごみリサイクルカレンダー」を作成しました。また、カレンダーには、ごみ出し日のほか、分別ルールに関することも掲載するなど、周知啓発を行いました。

広報やホームページ等を活用した情報発信（継続）

広報やHP、LINE等を活用して、ごみ出しのルールや収集日、ごみの減量化・資源化に関する情報発信を行いました。

また、広報では、生ごみの水切りの実践を促すため、希望する市民に「水切り専用の道具」を配付することと併せ、生ごみの水切りの徹底の周知啓発を行いました。

資源化の推進

リサイクル品目の充実

プラスチック製容器包装分別収集の実施<新規>

令和2年4月から「プラスチック製容器包装」の分別収集を市内4校区で試行的に実施し、その後、モデル校区を順次拡大し、令和3年10月からは市内全校区で実施しました。

また、令和5年12月からは、「プラスチック製容器包装」の分別収集を2週間に1回の回収から毎週1回の回収にし、併せて、バケツ、洗面器、クリアファイルなどの「製品プラスチック」を分別品目に追加し「その他のプラスチック」として分別収集を市内全校区で実施しています。

資源物の分別の徹底

市民等が資源物を排出しやすい環境整備<充実>

仕事などの都合で、地域の集積所に資源物を出すことができない市民に対し、毎月第2・第4日曜日の午前9時から午後0時30分まで、「休日資源の受入れ」を行っています。

なお、令和3年10月からは、「休日資源の受入れ」を利用する市民が増加したことに伴い、市民等の安全な持込みを確保するため、市の駐車場からリサイクルプラザに場所を変えて実施しています。

適正排出の指導強化

収集時の分別排出の指導啓発（継続）

ごみ出しルールが守られていないごみが排出されている場合などは、収集段階において直接指導を行っているほか、不在の世帯や排出者が特定できない場合には「収集できませんシール」を貼付し、分別の徹底を促しました。



排出段階における組成調査（継続）

ごみの分別に対する市民意識の把握や、ごみの減量化・資源化に効果的な指導啓発を実施するため、令和6年4月に収集されたごみの組成調査を行いました。

適正処理の推進

次期ごみ処理施設建設の推進

次期ごみ処理施設の整備に向けた計画の策定等<<新規>>

現計画に掲げるごみの減量化・資源化やリサイクルの推進に向けた方策を踏まえ、今後のごみ量の推計を行い、次期ごみ処理施設の規模や処理方式、建設場所などを決定しました。

次期ごみ処理施設の建設<<新規>>

次期ごみ処理施設の建設に向け、プロポーザル方式により業者を決定しました。

市民ニーズを踏まえた適切な収集・運搬

福祉収集の実施（継続）

福祉収集については、「自助・互助・共助・公助」の考え方に基づき、「自助」「互助」「共助」によっても解決が図れない場合に「公助」としての支援事業（福祉収集）を実施しています。

一般廃棄物処理計画に基づく適切な収集・運搬（継続）

市内から発生したごみについては、現計画を踏まえた一般廃棄物処理実施計画に基づき、計画的に収集・運搬し適正に処理を行いました。また、一定量以上の事業系一般廃棄物については、一般廃棄物収集・運搬業の許可業者が収集・運搬を行いました。

施設の安定稼働と長寿命化・延命化

施設の維持管理の充実と計画的な保安全管理<充実>

大牟田・荒尾RDFセンター及びリサイクルプラザでは、維持管理を充実させ、安定稼働を継続しています。また、計画的な維持管理を行い、施設延命化を図りました。

最終処分場の適正な維持管理と延命化

最終処分場の維持管理の徹底と埋立量の減量（継続）

第三大浦谷埋立地については、廃棄物の搬入量の把握や適正な維持管理を継続して取組み、ごみの減量化・資源化を推進し埋立量の減量を図りました。

前計画から継続的に取り組んでいる施策

ごみ資源化の推進

地域資源回収事業

空き缶類（空き缶、スプレー缶）、空きビン（無色、茶色、その他の色）、プラスチック類（ペットボトル・白色トレイ、その他のプラスチック）、紙類（新聞、段ボール、雑誌、紙パック、その他の紙類）、古布・古着類を地域で決められたリサイクル集積所（概ね50世帯に1ヶ所）で2週間に1回の周期で回収しています。

なお、プラスチック類のうち「その他のプラスチック」については、市民ニーズを踏まえ、週に1回の周期で回収しています。



使用済み小型家電回収事業

市内の公共施設や商業施設に回収ボックスを設置し使用済み小型家電を回収しています。

また、リサイクルプラザでは、搬入された燃えないごみの中からピックアップ（抜き取り方式）により、使用済み小型家電を回収しています。



適正処理の推進

有害ごみ収集事業

平成19年4月からは、燃えないごみの収集に併せ、電池・蛍光管の分別収集を行っています。また、家庭から排出される水銀体温計等の廃水銀使用製品の収集も行っています。

また、近年、火災の原因となっているリチウムイオン電池などの二次電池についてもパッカー車や処理施設の火災防止のため、有害ごみとして収集することとしました。

啓発・環境学習

小学生空き缶回収事業

資源の大切さを児童に理解してもらうことを目的として、小学校で空き缶の回収を行っており、回収量に応じ奨励金を交付しています。

(2) 現計画の目標に対する達成状況

現計画では、燃えるごみ排出量の減量の目標について、平成30年度を基準年度として、令和6年度までに約13%減量(27,637t)とし、市民一人一日あたり家庭系燃えるごみ排出量を538.6gとしていました。

燃えるごみの排出量については、令和元年度まで増加傾向にありましたが、現計画に基づくごみの減量化・資源化の取組により、令和2年度からは減少傾向で推移し、令和5年度には、令和6年度の目標値を達成しました。

また、市民一人一日あたりの燃えるごみ排出量についても、令和2年度まで増加傾向にありましたが、令和3年度からは減少傾向で推移し、令和5年度には、令和6年度の目標値を達成しました。

表 3-14 前計画の目標と実績

区分			平成30年度	令和5年度	令和6年度
			基準年度	実績	目標値
燃えるごみ	家庭系	(t)	23,760	20,047 △3,713	20,810 △2,950
	事業系		8,127	6,961 △1,166	6,827 △1,300
	合計		31,887	27,008 △4,879	27,637 △4,250
市民一人一日あたり家庭系燃えるごみ排出量		(g/人・日)	563.3	512.0 △51.3	538.6 △24.7
人口(10月1日)		(人)	115,557	106,974	105,860

※令和6年度の人口は、現計画における推計値

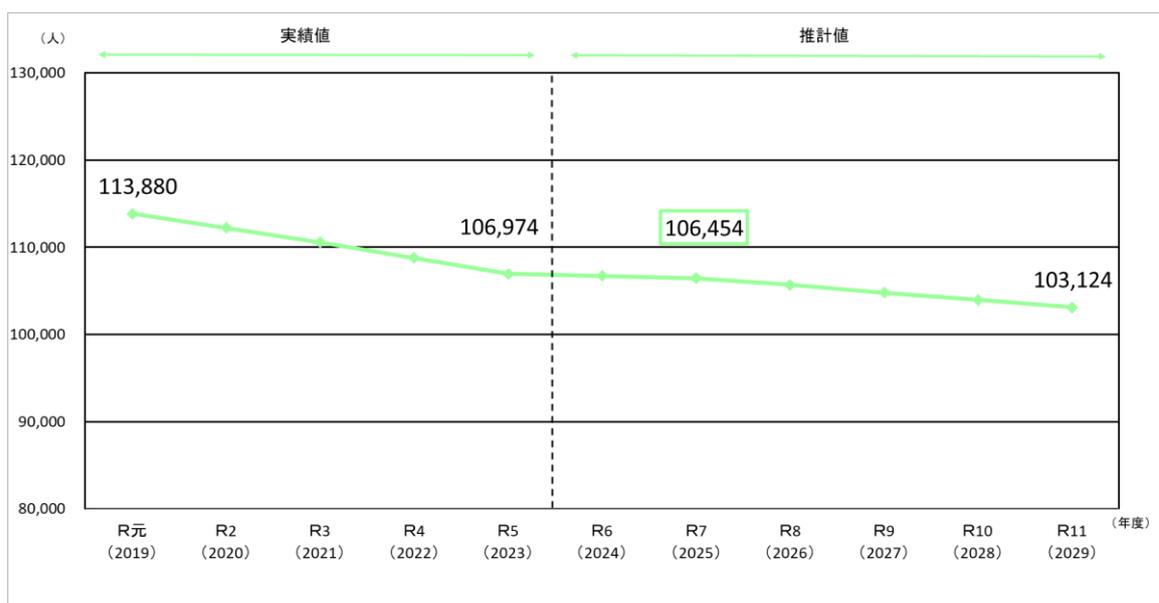
第4章 現状施策を継続した場合のごみ排出量等の将来推計

1 将来のごみ排出量を予測するための人口推計

将来のごみ排出量を予測するため、「大牟田市人口ビジョン」における令和2（2020）年度、令和7（2025）年度、令和12（2030）年度の人口を基に行った人口推計を図4-1に示します。

計画期間の令和7（2025）年度は、106,454人、令和11（2029）年度は、103,124人と推計します。

図4-1 将来のごみ排出量を予測するための人口推計

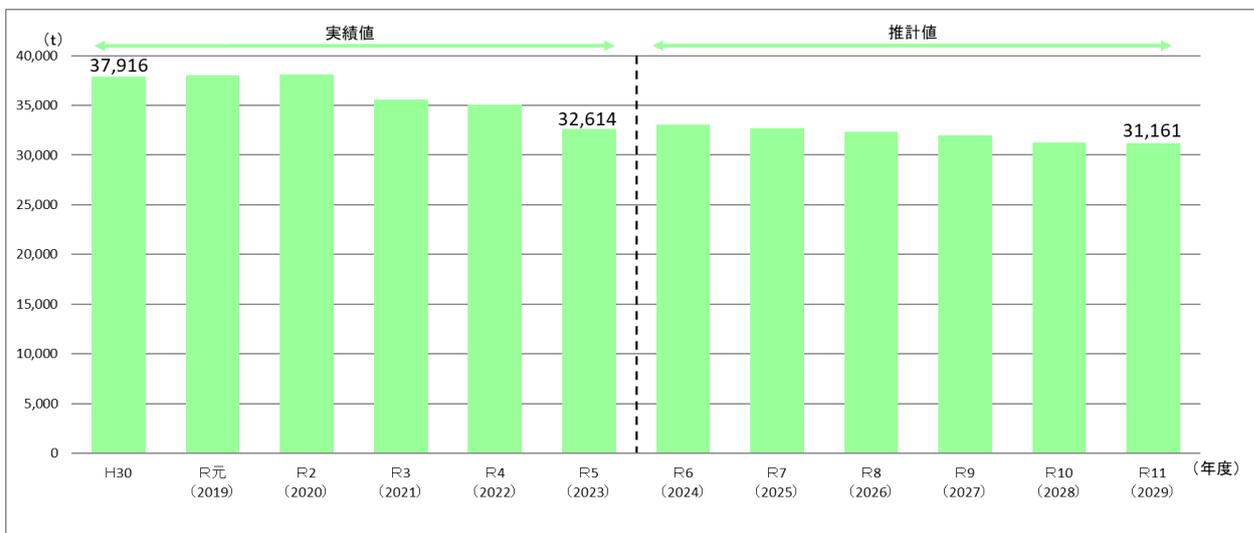


※グラフ内の四角囲みについては、「大牟田市人口ビジョン」で示されている人口

2 ごみ総排出量

現状施策のまま推移した場合のごみ総排出量（燃えるごみ、燃えないごみ、大型ごみ、有害ごみ、資源物の排出量の合計）の将来推計を図 4-2 に示します。ごみ総排出量については、令和 11（2029）年度に、31,161 t/年（平成 30 年度比：17.8%減）と予測されます。

図 4-2 ごみ総排出量の将来推計（現状施策のまま推移した場合）



3 家庭系ごみ

現状施策を継続した場合の家庭系ごみ量（定期収集を行う燃えるごみ、燃えないごみ、大型ごみ、有害ごみ、資源物の合計）の将来推計を図 4-3 に示します。家庭系ごみ排出量については、令和 11（2029）年度に、23,092 t/年（平成 30 年度比：19.3%減）と予測されます。

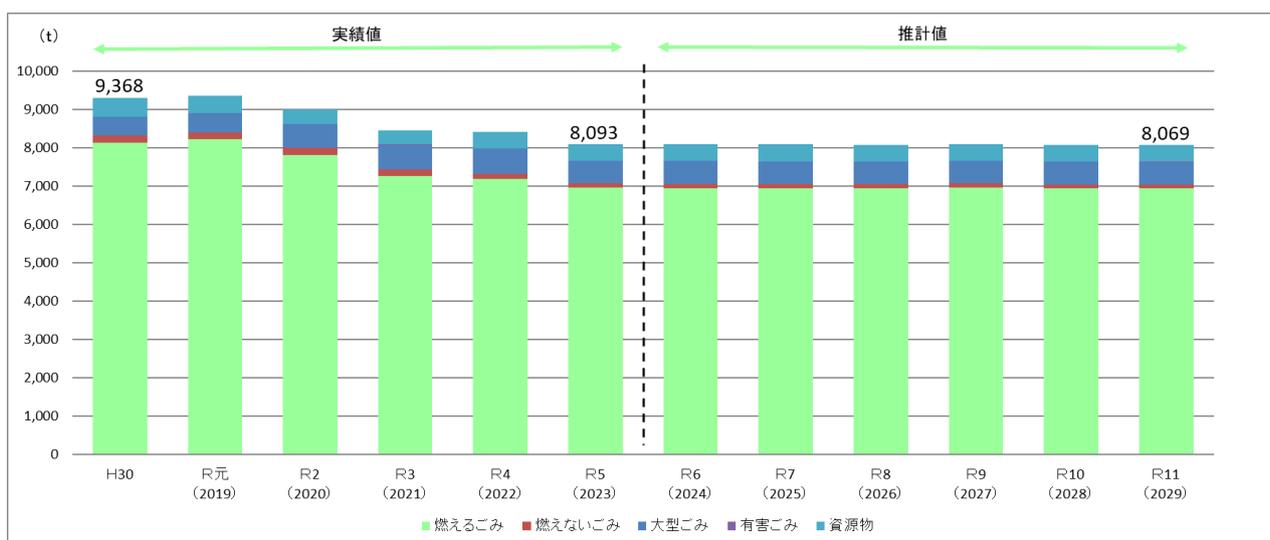
図 4-3 家庭系ごみ量の将来推計（現状施策のまま推移した場合）



4 事業系ごみ

現状施策を継続した場合の事業系ごみ量（中間処理施設へ直接搬入された燃えるごみ、燃えないごみ、大型ごみ、有害ごみ、資源物）の将来推計を図 4-4 に示します。事業系ごみ排出量については、令和 11（2029）年度に、8,069 t/年（平成 30 年度比：13.9%減）と推計します。

図 4-4 事業系ごみ量の将来推計（現状施策のまま推移した場合）



第5章 基本理念・基本方針

1 基本理念

「もったいない」ではじまるごみ減量
～市民協働による持続可能な循環型のまちづくりをめざして～

本計画の基本理念を『「もったいない」ではじまるごみ減量～市民協働による持続可能な循環型のまちづくりをめざして～』とします。

プラスチック使用製品をはじめとするごみの減量化・資源化により、天然資源の消費をできるだけ抑制し、資源循環型の社会をつくります。

このため、市民、事業者、行政等との協働により、廃棄物そのものの発生抑制と使用された製品等の再利用を促進するとともに、分別の徹底や新たな廃棄物の資源化、ごみの適正処理に取り組みます。

2 基本方針

基本理念に基づき、次の3つの基本方針を掲げます。

基本方針1 排出抑制の推進

◇2R(リデュース・リユース)の取組を強化します。

資源循環型の社会をつくるには、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を基本としたごみの減量化・資源化の推進が不可欠です。ごみを資源として循環的に利用するリサイクルは、処理においてエネルギーを使用することなどから、少なからず環境負荷が生じるとともに、コストがかかることとなります。

このため、ごみの減量化・資源化を推進するにあたっては、3Rのうちリサイクルより優先順位が高い、廃棄物そのものの発生抑制(リデュース)と使用された製品等の再使用(リユース)による環境負荷の少ない2Rの取組の強化を図ります。

基本方針2 資源化の推進

◇リサイクル(再生利用)率の向上を図ります。

2Rの取組の強化を図ることで排出抑制を推進する中、排出されるごみについては、本市における分別ルールに基づいた排出段階の分別の徹底に加え、「その他のプラスチック」として回収しているプラスチック製容器包装と製品プラスチックの分別促進を図り、資源化の推進によりリサイクル(再生利用)率の向上を図ります。

基本方針3 適正処理の推進

◇環境負荷の軽減と地球環境の保全に配慮します。

大牟田・荒尾清掃施設組合では、新たなごみ処理施設の建設を進める一方で、大牟田・荒尾RDFセンターの計画的な補修工事を実施ながら適正処理を継続するとともに、新たなごみ処理施設（令和10年7月稼働予定）への円滑な移行を図ります。

また、リサイクルプラザについては、長寿命化工事も完了しており、引き続き、安定稼働に努め、ごみを適正に処理します。

今後も、こうした改修工事や計画的な補修工事により、安定稼働と処理能力を維持し、環境負荷の軽減と地球環境の保全に配慮します。

また、最終処分場である第三大浦谷埋立地は、ごみの適正な処分に必要不可欠な施設です。これまでの中間処理施設の整備等により、埋立期間は延長となっているものの、今後、ごみの減量化・資源化の推進による更なる延命化が必要です。

3 各主体の役割

各主体の役割分担により、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

市民の役割 生活の中で3Rを意識し、実践します。

市民は、シェアリングサービスの利用や修理サービス、リユース品の利用などの2Rを実践するとともに、発生したごみについては、決められた分別ルールに沿って排出し、資源回収へ協力するなど、生活の中で3Rを意識します。

事業者の役割 環境に配慮した事業活動を展開します。

事業者は、簡易包装の推進、マイバッグの推奨によるレジ袋の削減、小盛りメニューの提供や持ち帰りへの対応による食品ロス削減などの環境負荷の少ないサービスの提供に取組み、環境に配慮した事業活動を展開します。

また、事業活動に伴い発生したごみについては、資源化できるものは積極的に資源化に努め、事業者の責任において適正処理を行います。

市（行政）の役割 循環型社会へ向けた処理システムを構築します。

市は、市民・事業者のごみの減量化・資源化に対する関心を高め、3Rを意識した行動を実践してもらうための環境学習、意識啓発、ごみ収集時における指導等やごみに関する情報提供を行うとともに、ごみの減量化・資源化に関する施策を展開するなど循環型社会に向けた処理システムの構築を図ります。

排出されたごみについては、市の責任において収集運搬を行い、適正に処理します。また、人口減少や高齢化の進行などの社会状況の変化に応じた収集体制を確立し、市民が安心して生活できる環境を提供します。

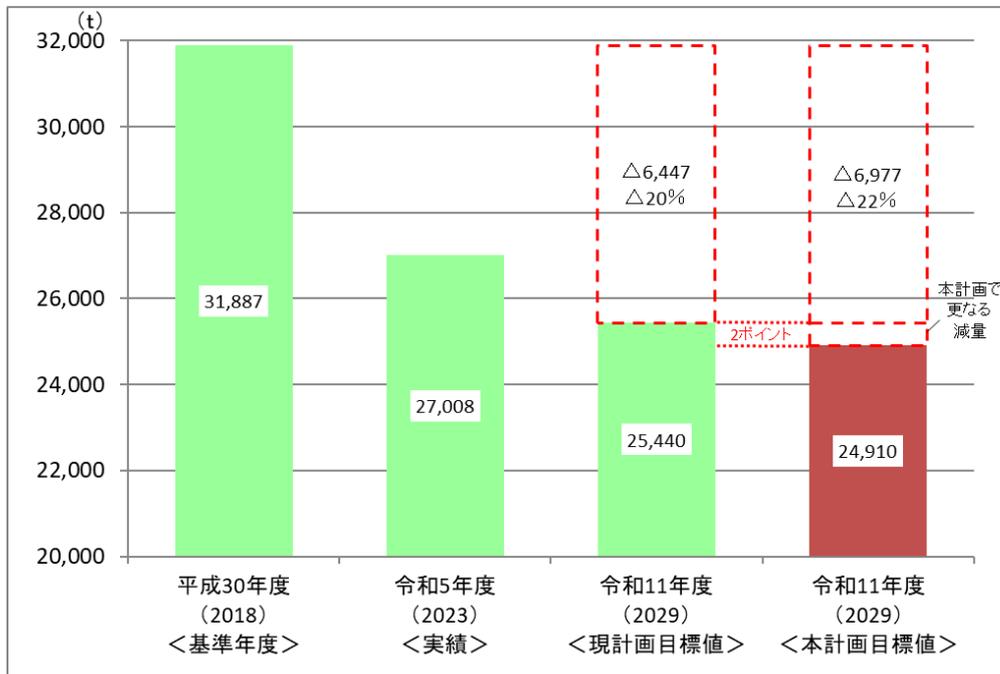
第6章 数値目標

燃えるごみ（家庭系と事業系の合計）排出量の減量

◇令和11（2029）年度までに

約22%（平成30年度比）以上減量！

図6-1 燃えるごみ排出量の減量内訳



燃えるごみ排出量の減量の目標値について

「燃えるごみ排出量の減量」については、

- 令和5年度実績で令和6年度の目標値を既に達成
- 本計画においても現計画に掲げる施策の着実な推進を図る
- 本計画において、新たに「製品プラスチックの分別促進」に取り組む
- 「食品ロスの削減」は、令和11年度の目標値を達成していると推計しており、新たに減量目標を掲げ、食品ロスの削減に取り組む

以上のことから、目標値を2ポイント以上引き上げ、22%以上とします。

表 6-1 現計画と本計画の目標値

区分	平成30年度 (2018)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和11年度 (2029)	
	実績	実績	目標値	現計画 目標値	本計画 目標値
ごみ総排出量 (燃えるごみ、燃えないごみ、 大型ごみ、有害ごみ、資源物)	37,916 t	32,614 t △5,302 t (約△14%)	34,529 t △3,387 t (約△9%)	32,611 t △5,305 t (約△14%)	30,718 t △7,198 t (約△19%)
燃えるごみ量 (家庭系と事業系の合計)	31,887 t	27,008 t △4,879 t (約△15%)	27,637 t △4,250 t (約△13%)	25,440 t △6,447 t (約△20%)	24,910 t △6,977 t (約△22%)
家庭系燃えるごみ量	23,760 t	20,047 t △3,713 t (約16%)	20,810 t △2,950 t (約△12%)	19,113 t △4,647 t (約△20%)	18,651 t △5,109 t (約△22%)

◇令和 11 (2029) 年度までに

【現計画】 約 20%減量



【本計画】 約 22%以上減量

1 ごみ総排出量

令和 5 年度のごみ総排出量については、平成 30 年度比で 5,302 t の減量化を図っており、さらに、令和 11 (2029) 年度までには、1,896 t の減量化を図り、30,718 t /年を目指します。

図 6-2 ごみ総排出量目標値

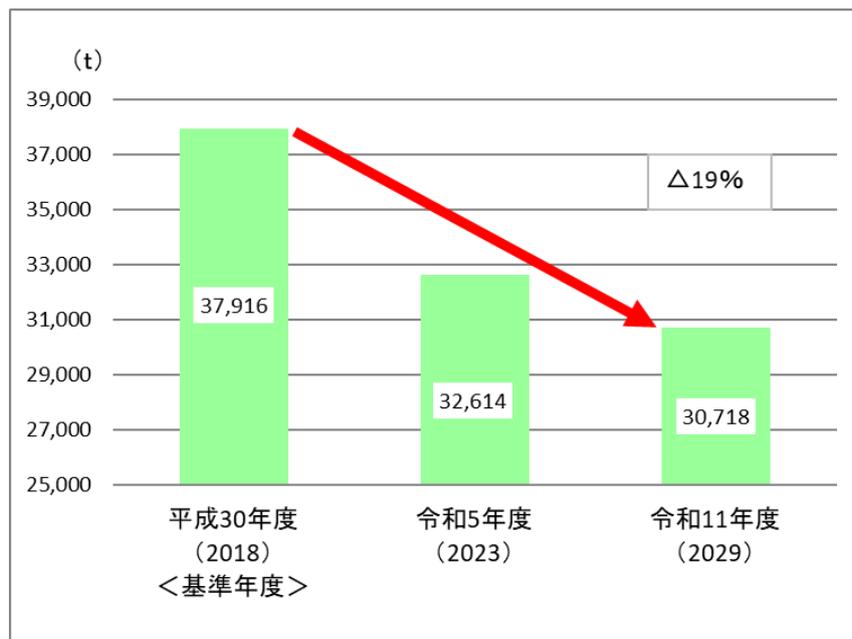
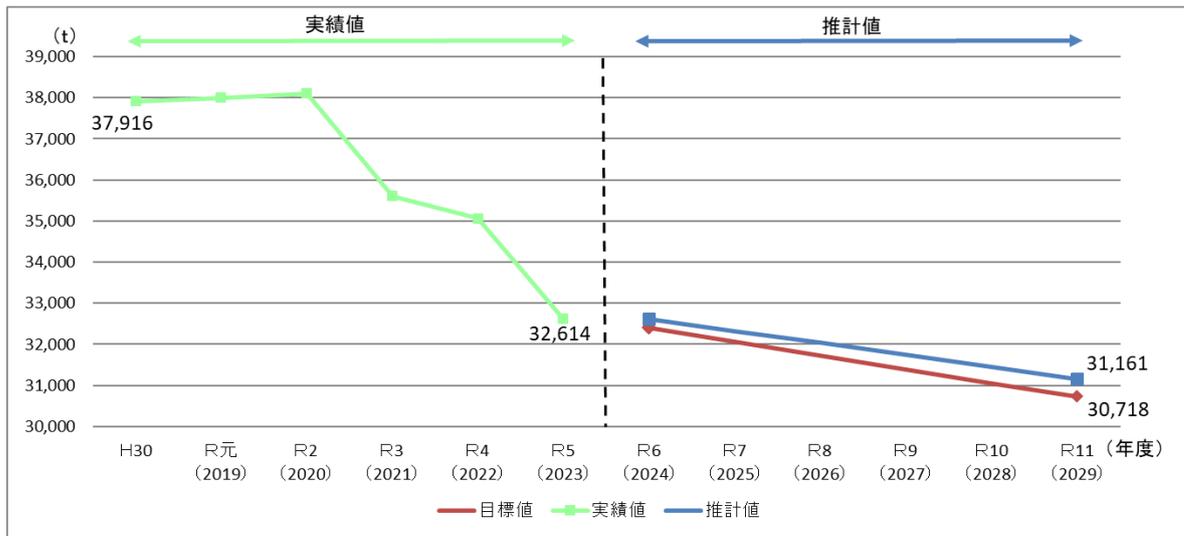


図 6-3 ごみ総排出量将来推計値と目標値の比較



2 市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量

令和5年度の市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量については、平成30年度比で51.3gの減量化を図っており、さらに、令和11年度までには、16.5gの減量化を図り、495.5g/人・日を目指します。

図 6-4 市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量目標値

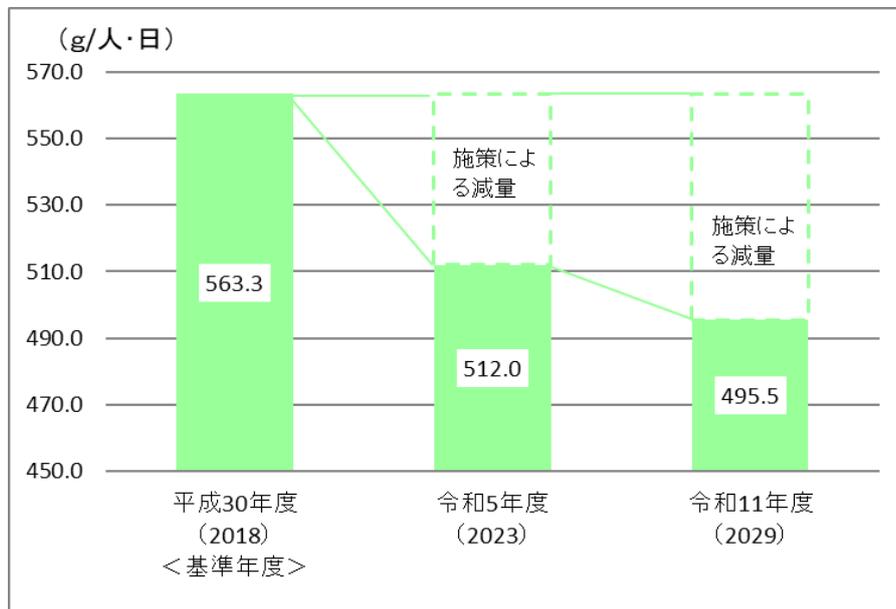
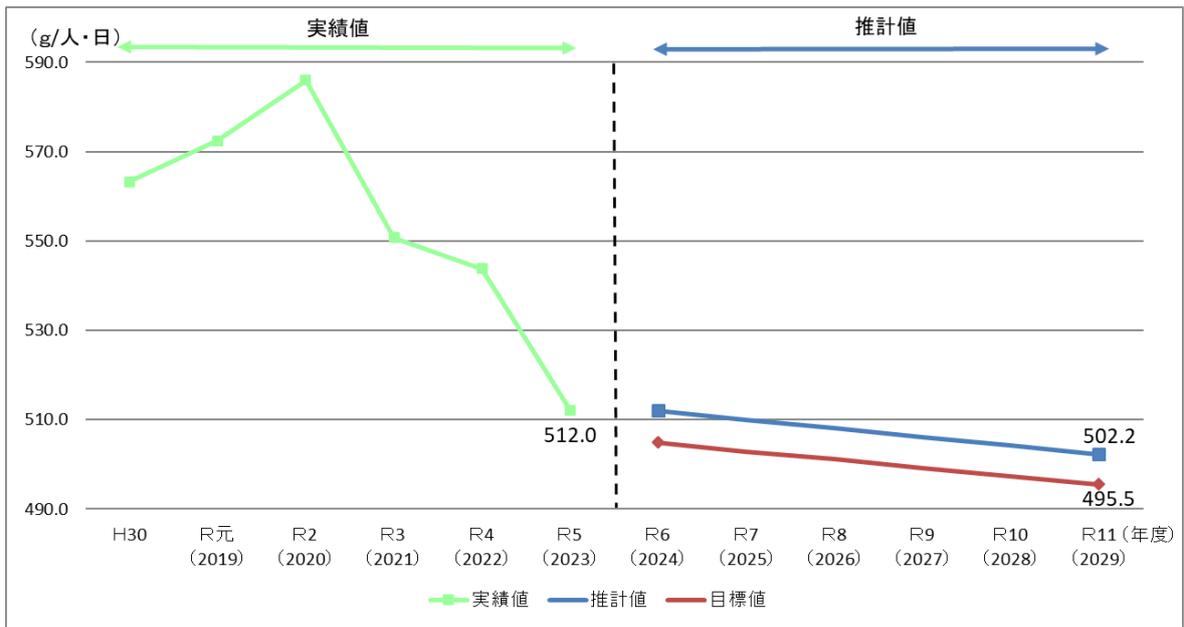


図 6-5 市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量将来推計値と目標値の比較



3 リサイクル（再生利用）率

現計画では、令和 11（2029）年度のリサイクル（再生利用）率の目標値を、15.9%としていましたが、市民等の排出実態を踏まえて平成 30 年度実績から 2.7 ポイント向上させ 13.3%を目指します。

市が回収するリサイクル（再生利用）率の向上

◇令和 11（2029）年度までに
2.7 ポイント（平成 30 年度比）向上！

リサイクル(再生利用)率の目標値について

《排出実態を踏まえた推計へ》

現計画においては、燃えるごみから分別された紙類は全て市が実施する「地域資源回収」への排出やリサイクルプラザへ搬入されるものとして推計し、リサイクル（再生利用）率の目標値を設定していました。

こうした中で、近年は、市民等の分別意識が高まってきていることに加え、民間事業者が設置する紙類の回収 BOX やリサイクル集積所が増えてきており、多くの市民等の利用につながっているものと思われます。

このような民間事業者が回収する資源物については、市で、具体的な量の把握ができないため、排出実態に応じた目標値の設定が必要となっています。

このため、本計画では、市民・事業所アンケートの回答を参考として「民間事業者が設置した集積所への排出実態の推計」や、地域資源回収などに排出された「市が回収する資源物の量」を基に資源化量を推計し、目標値を 13.3%とします。

表 6-2 リサイクル（再生利用）率の目標値

区分	平成30年度	令和5年度	令和11年度	
	実績値	実績値	現計画 目標値	本計画 目標値
ごみ総処理量	38,089 t	32,805 t	32,788 t	30,898 t
総資源化量	4,036 t	3,715 t	5,216 t	4,111 t
リサイクル率	10.6%	11.3%	<u>15.9%</u>	<u>13.3%</u>

図 6-6 リサイクル（再生利用）率目標値

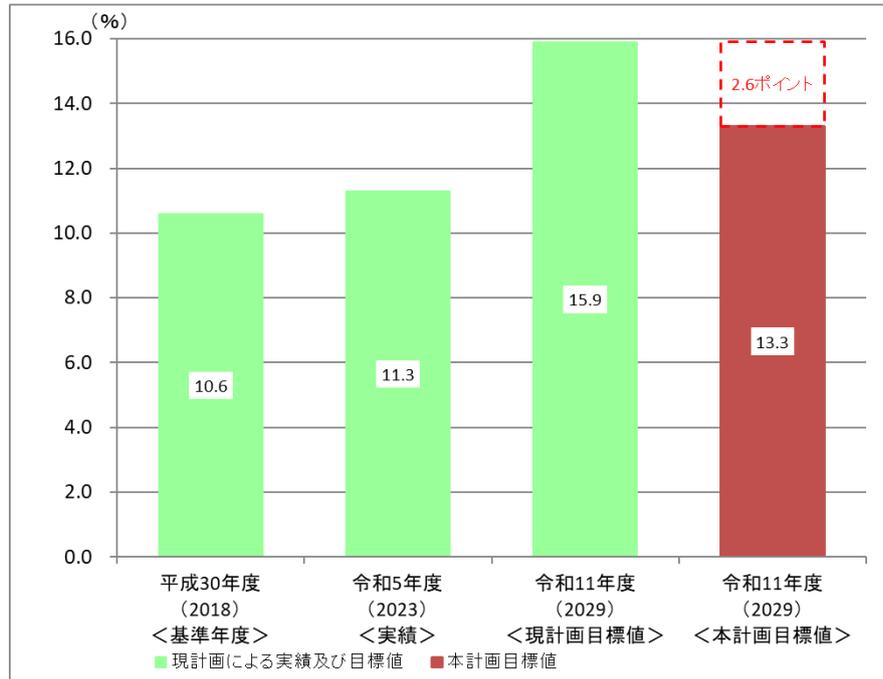
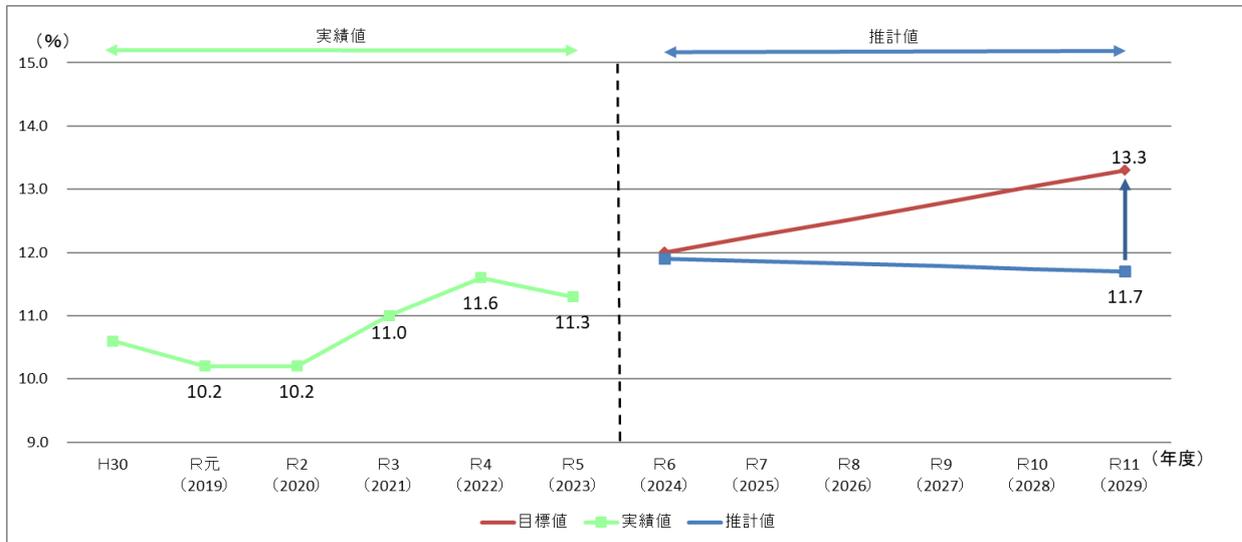


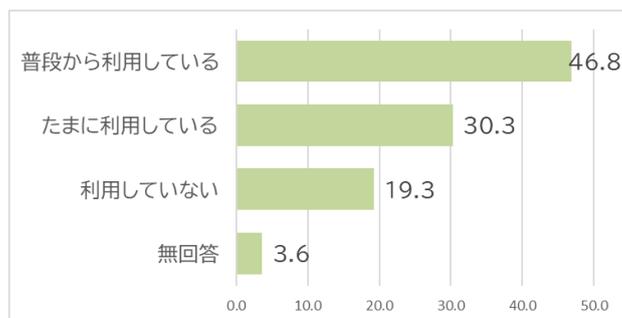
図 6-7 リサイクル（再生利用）率将来推計値と目標値の比較



リサイクル(再生利用)率のお話

1 市民等の資源物の排出実態

本計画の見直しに伴う市民・事業所アンケートでは、民間事業者が設置する紙回収BOXやリサイクル集積所の利用について、市民の46.8%が「普段から利用している」と回答しており、多くの資源物が民間事業者により資源化されています。



この市民アンケートの結果を参考に民間事業者が資源化している量の推計に加え、本市が地域資源回収などにより資源化している量を合わせて、リサイクル率を算出した場合、令和5年度では、12.6%、本計画の目標年度の令和11年度では、14.2%となります。

	実績値	推計値
令和5年度	11.3%	12.6%

	現計画目標値	本計画目標値	推計値
令和11年度	15.9%	13.3%	14.2%

2 循環型社会構築へ向けて

本計画では、排出実態に応じたリサイクル（再生利用）率の目標値を2.6ポイント引き下げましたが、市民等の分別意識の高まりもあり、市全体においては、循環型社会の構築へ向けた取組みが進んでいるものと考えています。

4 最終処分量

令和 11 (2029) 年度の市民一人一日あたりの最終処分量については、平成 30 年度実績 34.9 g/人・日から 2.9 g の減量を図り、現計画と同じ 32.0 g/人・日を目指します。

最終処分量の減量

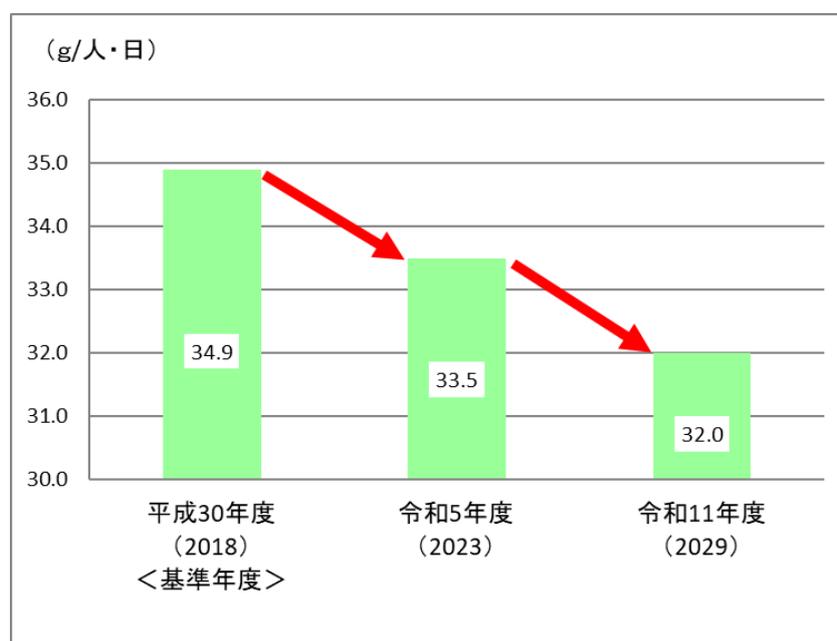
◇令和 11 (2029) 年度までに

2.9 g/人・日 (平成 30 年度比) 減量!

表 6-3 最終処分量の推計値と目標値

区分	平成 30 年度	令和 5 年度	令和 11 年度
	実績値	実績値	目標値
最終処分量	1,474 t	1,310 t	1,204 t
市民一人一日あたりの最終処分量 (g/人・日)	34.9	33.5	32.0

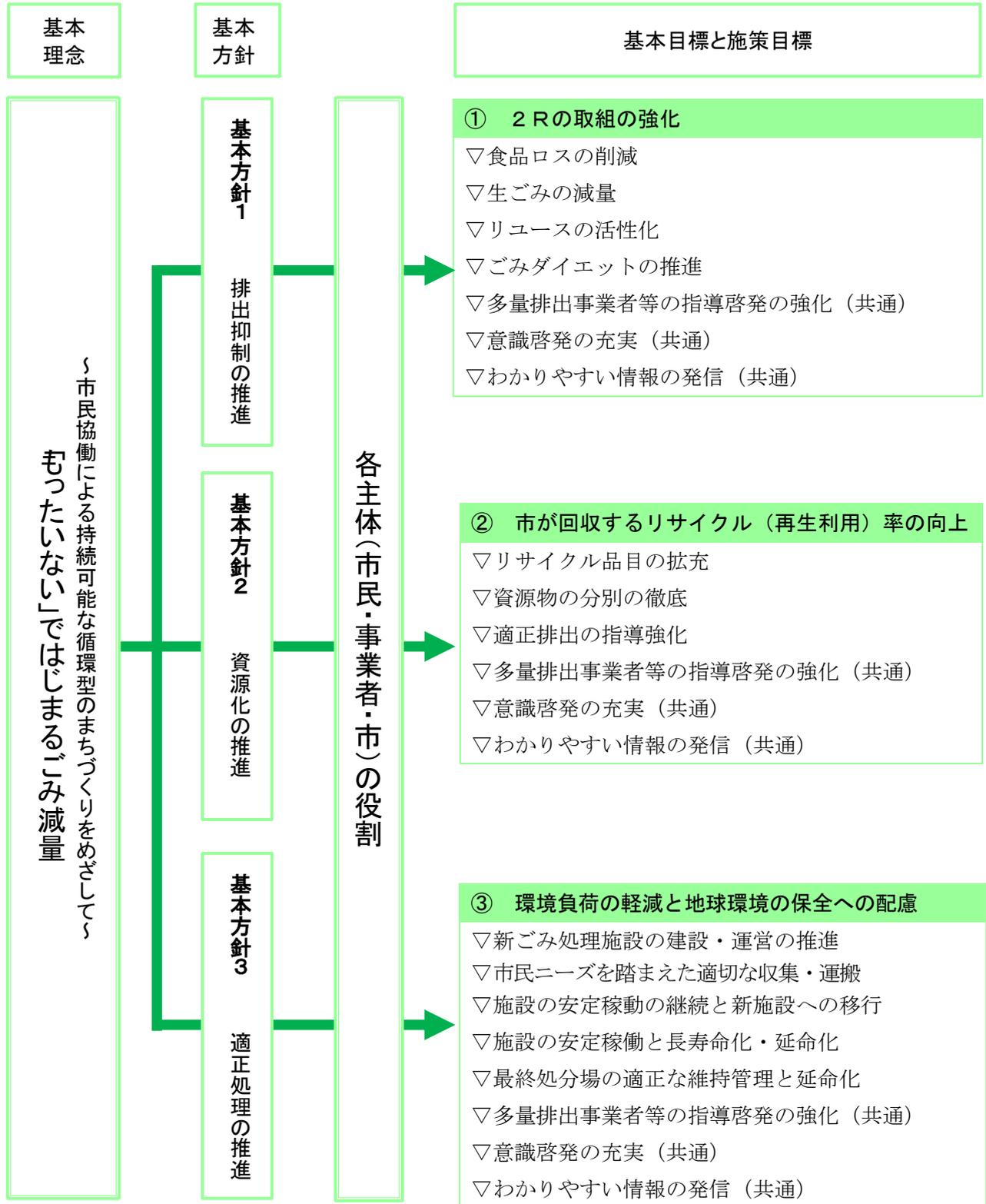
図 6-8 市民一人一日あたりの最終処分量目標値



第7章 目標達成に向けた取組

1 目標達成に向けた施策体系

基本方針に基づく施策体系は以下のとおりです。



2 基本方針に基づく施策目標と主な取組

基本方針に基づく施策目標の達成のため、各取組を進めていきます。

《基本方針 1》 排出抑制の推進 ～2Rの取組の強化～

表中の取組主体の「◎」は、主な取組主体、「○」は、取組を支援または関係している主体を表します。

施策目標と主な取組		取組主体		
		市民	事業者	市
施策目標 1 食品ロスの削減	「第 11 章 大牟田市食品ロス削減推進計画」に基づき取組みを推進《新規》	○	○	◎
施策目標 2 生ごみの減量	① 生ごみ堆肥化機材等購入費補助事業	○	○	◎
	② 生ごみ堆肥化講習会の開催	◎	◎	◎
	③ ライフスタイルにあった生ごみ堆肥化手法の推進	○	○	◎
	④ 生ごみの水切りの周知啓発	○	○	◎
施策目標 3 リユースの活性化	① リユース事業者との連携《新規》	○	○	◎
	② リユース食器・リユースはし使用の推進	◎	◎	○
	③ マイはし運動・マイボトル運動の推進	◎	○	◎
	④ 詰め替え商品の推奨	○	○	◎
	⑤ リユース関連の情報発信	○	○	◎
	⑥ リユースの周知啓発	○	○	◎
施策目標 4 ごみダイエットの推進	① ごみダイエットの継続した取組	○	○	◎
施策目標 5 多量排出事業者等の指導啓発の強化	① 許可業者の指導強化		○	◎
	② 事業所訪問による周知啓発及び取組事例の情報発信		○	◎
	③ 適正搬入指導の強化		○	◎

施策目標6 意識啓発の充実	① 「ごみ減量デー」の設定	○	○	◎
	② 環境関連施設見学の実施	○	○	◎
	③ 環境学習の実施	○	○	◎
	④ 出前講座の実施	○	○	◎
	⑤ イベント等を活用した周知啓発の実施	○	○	◎
施策目標7 わかりやすい 情報の発信	① 市公式 LINE の活用	○	○	◎
	② ごみ出し読本の配布	○	○	◎
	③ ごみ出しかレンダーの配布	○	○	◎
	④ 広報やホームページ等を活用した情報発信	○	○	◎

《基本方針2》 資源化の推進 ～市が回収するリサイクル（再生利用）率の向上～

施策目標と主な取組		取組主体		
		市民	事業者	市
施策目標1 リサイクル品目 の拡充	① その他のプラスチックの分別促進<拡充>	○		◎
	② 廃食用油回収事業の実施	○		◎
施策目標2 資源物の 分別の徹底	① 事業所から排出される紙類の 資源化の推進<拡充>		○	◎
	② その他の紙類の排出方法の周知徹底	○	○	◎
	③ 市民等が資源物を排出しやすい環境整備	○	○	◎
施策目標3 適正排出の 指導強化	① 業種毎の協会・組合との連携		◎	◎
	② 収集時の分別排出の指導啓発	○	◎	◎
	③ 排出段階における組成調査			◎

《基本方針 3》 適正処理の推進 ～環境負荷の軽減と地球環境の保全への配慮～

施策目標と主な取組		取組主体		
		市民	事業者	市
施策目標 1 次期ごみ処理 施設の建設・ 運営の推進	① 新ごみ処理施設の建設・運営（変更）			◎
施策目標 2 市民ニーズを 踏まえた適切な 収集・運搬	① 福祉収集の実施	○		◎
	② 一般廃棄物処理計画に基づく 適切な収集・運搬			◎
施策目標 3 施設の安定稼働の 継続と新施設への 移行	① 施設の安定稼働の継続と 新施設への移行（変更）			◎
施策目標 4 施設の安定稼働と 長寿命化・延命化	① 施設の維持管理の充実と計画的な保全管理			◎
施策目標 5 最終処分場の 適正な維持管理 と延命化	① 最終処分場の維持管理の徹底と 埋立量の減量			◎

3 減量目標値の見直し

現計画の減量目標値と本計画の減量目標値の比較を表 7-1 に示します。

表 7-1 現計画の施策目標ごとの減量目標値

施策目標	現計画減量 目標値 (a)	本計画減量 目標値 (b)	差 a-b
施策取組による減量	△3,310 t	△4,469 t	1,159 t
食品ロスの削減	△300 t	△423 t	123 t
生ごみの減量	△290 t	△377 t	87 t
リサイクル品目の拡充 (製品プラスチック)	△400 t	△648 t	248 t
資源物の分別の徹底	△2,200 t	△2,862 t	662 t
適正排出の指導強化	△120 t	△159 t	39 t
人口減少等による減量	△3,137 t	△2,508 t	△629 t
減量合計	△6,447 t	△6,977 t	530 t

現計画と比較して、さらに 530 t 多くのごみ減量を目指して取組を進めます。

4 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

平成 27 年 9 月に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）と 169 のターゲットから構成される「持続可能な開発目標」が策定されました。

SDGs の 17 の目標には、本計画に関連する目標として 8 つあります。特に目標 12 の「持続可能な生産と消費」と目標 17 の「パートナーシップ」は、市民・事業者との協働による持続可能な循環型のまちづくりをめざす本計画の基本理念と共通するものであり、本市としても、本計画における取組を推進することで国際的な課題の解決にもつながることを認識しながら取り組んでいくこととします。

持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標を図 7-1、SDGs の目標と本計画の施策目標の関連を表 7-2 に示します。

図 7-1 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標



表 7-2 SDG sの目標に関連する本計画に掲げる施策

本計画に関連するSDG sの目標	SDG sの目標に関連する本計画の施策目標
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>  <p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇食品ロスの削減 ◇生ごみの減量 ◇リユースの活性化 ◇多量排出事業者等の指導啓発の強化 ◇意識啓発の充実 ◇わかりやすい情報の発信 ◇資源物の分別の徹底 ◇適正排出の指導強化
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  <p>すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇リサイクル品目の拡充
<p>8 働きがいも経済成長も</p>  <p>すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇食品ロスの削減
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>  <p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇食品ロスの削減 ◇生ごみの減量 ◇リユースの活性化 ◇ごみダイエットの推進 ◇多量排出事業者等の指導啓発の強化 ◇意識啓発の充実 ◇わかりやすい情報の発信 ◇リサイクル品目の拡充 ◇資源物の分別の徹底 ◇適正排出の指導強化 ◇新ごみ処理施設の建設・運営の推進 ◇市民ニーズを踏まえた適切な収集・運搬 ◇施設の安定稼働の継続と新施設への移行 ◇施設の安定稼働と長寿命化・延命化 ◇最終処分場の適正な維持管理と延命化

本計画に関連するSDGsの目標	SDGsの目標に関連する本計画の施策目標
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇食品ロスの削減 ◇生ごみの減量 ◇ごみダイエットの推進 ◇新ごみ処理施設の建設・運営の推進 ◇施設の安定稼働と長寿命化・延命化
 <p>14 海の豊かさ を守ろう</p>	<p>海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇リサイクル品目の拡充
 <p>15 陸の豊かさ を守ろう</p>	<p>森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇資源物の分別の徹底
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇食品ロスの削減 ◇生ごみの減量 ◇リユースの活性化 ◇ごみダイエットの推進 ◇多量排出事業者等の指導啓発の強化 ◇意識啓発の充実 ◇わかりやすい情報の発信 ◇リサイクル品目の拡充 ◇資源物の分別の徹底 ◇適正排出の指導強化 ◇市民ニーズを踏まえた適切な収集・運搬

5 基本方針に基づく各取組の展開

(1) ≪基本方針 1≫ 排出抑制の推進 ～2Rの取組の強化～

施策目標 1 食品ロスの削減		4 質の高い教育を みんなに	8 働きがいも 経済成長も	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	17 パートナシップで 目標を達成しよう
<p>食べられるのに廃棄される食品、「食品ロス」は、その約半分が飲食店などの事業所、残りの約半分が家庭から排出され、「ごみ」として処理されています。</p> <p>食品ロスの削減については、63 ページからの第 11 章「大牟田市食品ロス削減推進計画」に基づき、取組みを進めていきます。</p>						
ごみ減量目標	家庭系ごみ	57 t / 年				
	事業系ごみ	51 t / 年				

施策目標 2 生ごみの減量		4 質の高い教育を みんなに	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	17 パートナシップで 目標を達成しよう
<p>燃えるごみには、多くの生ごみが含まれています。生ごみの排出を抑制することで燃えるごみの減量が図れるため、生ごみの堆肥化に取り組む市民の支援や情報提供に努めます。また、生ごみは、水分を多く含んでいることから、生ごみの水切りがごみ減量に効果的な手法であるため、体験型の周知啓発を実施するなど、水切りの徹底に努めます。</p>					
ごみ減量目標	家庭系ごみ	135 t / 年			
	事業系ごみ	10 t / 年			
取組① 生ごみ堆肥化機材等購入費補助事業					
<p>生ごみ堆肥化に取り組む市民の支援と取り組む市民の拡大を図り、生ごみの減量化と有効活用を促進するため、生ごみ堆肥化機材を購入する市民に対して購入費の一部を補助する事業を継続します。</p>					
取組② 生ごみ堆肥化講習会の開催					
<p>生ごみの堆肥化に取り組む市民がより楽しんで参加できるように、引き続き、座学の講習会だけでなく畑などで土に触れ、実践できる体験型の講習会を実施するなど、生ごみの減量化を促進します。</p>					
取組③ ライフスタイルにあった生ごみ堆肥化手法の推進					
<p>ライフスタイル、住居スタイルに関わらず生ごみの堆肥化に取り組んでもらうために、段ボールコンポストだけではなく、新たな手法について、積極的にホームページ等を活用した情報発信や使い方の講習会を開催します。</p>					
取組④ 生ごみの水切りの周知啓発					
<p>イベントや講座等では、生ごみの水切りの効果や水切り専用の道具を使った生ごみの水切りの方法などの情報を発信し、周知啓発に努めます。また、水切りの減量効果を体験、実感できる体験型の啓発を実施するなど市民等の生ごみの水切りの実践を促します。</p>					

施策目標 3 リユースの活性化



リユースは、一度使用したものを、そのままの形で再度、使用することから、ごみの減量につながるるとともに、エネルギーを使用しないため、環境にやさしい行動です。このため、リユースに関する事業の取組の強化を図り、市民等のごみ減量に対する関心を高め、リユース行動の実践を促進します。

取組① リユース事業者との連携《新規》

大型ごみをはじめ、ごみとして廃棄されるものの中には、まだ使用できるものも多く含まれており、こうした再使用が可能なものの有効活用とごみの減量化を図るため、近年、先進自治体で取り組まれているインターネットを活用したリユース事業を運営する事業者との連携について、検討を進めます。

取組② リユース食器・リユースはし使用の推進

紙製の使い捨て食器、割りばしを利用している飲食店等に対しては、店舗訪問やホームページ等を通じて、飲食店等の状況を考慮しながら、繰り返し使える食器やリユースはしの使用を促し、ごみの減量化を図るとともに、飲食店等を通じた市民意識を高める取組を進めます。

取組③ マイはし運動・マイボトル運動の推進

マイはしを携行することで、飲食店等における割りばしの不使用のほか、自宅で食べる弁当購入時の不要な割りばし、スプーンなどの提供の辞退を推奨することで、使い捨ての割りばし等の削減に努めます。

また、会社、学校や外出先などで自分の水筒やタンブラー等の繰り返し使える「マイボトル」を携行することで、ペットボトルなどのプラスチックごみの削減し、ごみそのものの減量につながります。

取組④ 詰め替え商品の推奨

広報紙や出前講座、イベント等において、シャンプーをはじめ洗剤、調味料などの詰め替え商品の積極的な購入を促すとともに、市民の意識の向上を図ります。

取組⑤ リユース関連の情報発信

市内のリペアショップ、リサイクル（リユース）ショップ及びフリーマーケットの開催等の情報やリユースの行動事例をホームページ等において紹介するなど、情報発信に努め、市民等のリユースの行動促進を図ります。

取組⑥ リユースの周知啓発

市民に「不要になったものは、必要な人に譲る」「壊れたものは、修理して使用する」「使えるものは何度でも繰り返し使用する」などのリユースの行動を、生活の中で意識してもらえるように広報紙やホームページ等で周知啓発します。

施策目標 4 ごみダイエットの推進



本市では、新たなごみ処理施設の建設を進めており、ごみの量は施設安定稼働にも影響することから、継続したごみの減量化・資源化の取組が必要です。

こうした中、燃えるごみの中には、依然として生ごみやリサイクル可能な紙類が多く含まれており、市民や事業者が自ら排出するごみへの関心やごみの分別意識を高めることで、更なるごみの減量化・資源化の推進を図ります。

取組① ごみダイエットの継続した取組

令和4年7月から、有料指定ごみ袋のサイズ及び手数料の見直した新たな有料指定ごみ袋を販売し、現状よりもワンサイズ小さい有料指定ごみ袋へ切替えを促す「ごみダイエットの推進」に取組み、市民の多くがワンサイズ小さい袋へ切替え、ごみの減量化・資源化が進みました。

今後も有料指定ごみ袋をワンサイズ小さくするという市民の意識や関心を高め、一人でも多くの市民がワンサイズ小さいごみ袋へ切替えるよう、引き続き、本計画に掲げる他の取組との効果的な連携を図り、更なるごみの減量化・資源化を推進します。

施策目標 5 多量排出事業者等の指導啓発の強化



事業者には、「事業活動に伴って排出されるごみについては、事業者自らが処理責任を負う」ことを認識してもらうことが重要です。特に許可業者が収集を行っている事業所については、家庭系ごみのように、市が直接的に関わることが少ないことから、排出状況の把握ができないため、事業者と積極的な関わりをもつことで、ごみの減量化や資源化の取組みへの意識啓発に努めるとともに、適正処理を促します。

取組① 許可業者の指導強化

多量排出事業者については、一般廃棄物収集運搬業の許可業者が収集を行っていることから、許可業者を対象とした講習会を毎年開催し、更なる専門知識の習得等によるスキルアップを図り、許可業者からごみの排出者である事業者に対する適切な周知啓発を徹底するとともに、許可業者と連携した指導啓発を実施します。

取組② 事業所訪問による周知啓発及び取組事例の情報発信

多量排出事業所を訪問し、ごみの排出状況や指導啓発を行うことで、事業者のごみに対する関心を高め、ごみの減量化・資源化を促します。また、事業所訪問を継続する中で、ごみの減量化・資源化について効果的な取組みを実施した事業所については事業所名や取組事例をホームページ等で紹介し、多量排出事業者の意識の向上と行動意欲を高めます。

取組③ 適正搬入指導の強化

大牟田・荒尾RDFセンター及びリサイクルプラザでは、許可業者と事業者が直接搬入する受付段階での聞き取り、指導強化や分別意識の向上を目的とした燃えるごみの展開検査を実施し、リサイクル品目及び不燃物などの不適物の混入防止を徹底します。

施策目標 6 意識啓発の充実



ごみの減量化・資源化を推進するためには、排出者である市民等が3Rやごみに対する関心を持ってもらうことが重要であるため、様々な機会を通して、子どもから大人まで幅広い世代に対して意識啓発を実施します。

取組① 「ごみ減量デー」の設定《新規》

「ごみ減量デー」を設定しながら、市民のごみに対する関心を高める意識啓発に取り組めますが、食品ロスの削減がごみ減量につながるため、食品ロス削減推進法で規定されている「食品ロス削減の日」と連携して取り組むこととし、啓発グッズの活用や効果的な情報発信による意識啓発の取組を実施します。

取組② 環境関連施設見学の実施

出前講座の受講時等に、本市のごみの中間処理施設である大牟田・荒尾RDFセンター、リサイクルプラザの見学会を実施し、ごみ処理の工程を学んでもらうことで、市民等のごみに対する関心を高めます。また、「その他のプラスチック」の不適物の除去などの手選別を委託している民間の中間処理施設の見学についても、「その他のプラスチック」の分別促進に向け、受託業者と連携しながら取り組んでいきます。

取組③ 環境学習の実施

将来を担う子どもたちが、環境に対し関心を持ち、身近な環境問題について考える習慣を身につけてもらうために、教育委員会と連携を図り、ESDにおける環境教育の支援やごみ処理について学ぶ小学校4年生を対象とした環境学習に継続して取り組みます。また、中学校等における清掃活動や環境に関する取組等に積極的に関わります。

取組④ 出前講座の実施

子どもから大人まで幅広い世代が受講することができる出前講座については、全ての市民に環境に対する関心を持ってもらうことのできる機会であることから、誰でもできる身近な3Rの行動事例として「マイバッグの持参」や「食べ残さない」ことなどを紹介しながら、実践を促します。

また、一人でも多くの市民が出前講座を受講できるように、少人数にも対応するなど、受講しやすい環境を整えるとともに、市民が受講しようと思える魅力ある出前講座を実施します。

取組⑤ イベント等を活用した周知啓発の実施

市民に対する周知啓発については、環境部内のイベントだけでなく、市役所各部が主催するイベント等と連携し、様々な世代やごみ以外の分野に関心を持つ市民にも周知啓発、情報発信を行い、新たに環境問題に関心を持つ市民の拡大を図ります。

施策目標 7 わかりやすい情報の発信



全ての市民、事業者にごみの分別やごみの収集日などのごみ出しのルールを理解してもらうために、様々な機会や手法により、わかりやく情報を発信します。

取組① 市公式LINEの活用

市公式LINEでは、ごみの分別区分やごみ出し日の確認、市民の希望によりごみ出し日の通知メールを受信するように設定できるなど、市民等の利便性が高まることから、多くの市民等に活用してもらうため、「大牟田市公式LINE」の登録者を増やす情報発信を行います。

取組② ごみ出し読本の配布

ごみの減量化・資源化を推進するためには、市民等の排出段階における分別の徹底等の協力が不可欠であることから、新たな分別品目の追加などのごみ排出のルールが変更になる場合は、市民へのルールの周知徹底を図るため、ごみ出し読本を全世帯に配布します。

取組③ ごみ出しカレンダーの配布

市民等にごみ出しカレンダーを配布することで、ごみ収集日の周知徹底を図るとともに、ごみの出し方やリサイクルの分別等に関する周知啓発により、ごみに対する関心を高めます。

取組④ 広報やホームページ等を活用した情報発信

市民が行政情報を入手する有効な手段のひとつである広報紙を的確かつ効果的に活用し、情報の発信に努めます。ホームページについては、ごみ出しのルールや収集日、ごみの減量化・資源化に関する多くの情報を掲載します。

(2) <<基本方針 2>> 資源化の推進～市が回収するリサイクル（再生利用）率の向上

施策目標 1 リサイクル品目の拡充



燃えるごみとして収集しているものの中には、資源として有効活用できる品目も含まれています。分別品目の追加については、燃えるごみの減量化・資源化の促進と市民意識の向上につながることもあり、今後も、燃えるごみの減量に効果的な品目や資源化ルートが確立し、安定的に資源化ができる品目のほか、国における廃棄物の再生利用の動向も踏まえ、分別の品目について検討を行っていきます。

ごみ減量目標	家庭系ごみ	125 t /年
	事業系ごみ	-

取組① その他のプラスチックの分別促進<拡充>

令和5年12月からは、「製品プラスチック」を分別品目に追加し、「プラスチック製容器包装」と合わせて回収することとし、「その他のプラスチック」として分別収集を市内全校区で実施しています。しかし、製品プラスチックについては、日常的に排出される品目ではないものの、回収前に予測した量より少ない実績となっています。

今後も引き続き、講座や広報など様々な機会を通じた周知啓発に取組みながら、「その他のプラスチック」の分別促進による燃えるごみの減量化・資源化を推進します。

取組② 廃食用油回収事業の推進

廃食用油の多くは、飼料化などで有効活用されていますが、一部は輸出され、燃料となっている現状があります。こうした中、廃食用油などを原料とするSAF（持続可能な航空燃料）が二酸化炭素の排出を減らすとされていることもあり、国においては、輸出されている廃食用油のSAFを含めた国内資源循環を進めていくことが望ましいとしており、廃食用油の回収については、今後の国の動向や対応を注視しながら検討を進めていきます。

施策目標 2 資源物の分別の徹底



本市の燃えるごみには、資源物である紙類が多く含まれていることから、排出段階における分別の徹底による資源化を推進し、市民や事業者に対する指導啓発の徹底や情報発信を充実させます。

ごみ減量目標	家庭系ごみ	300 t /年
	事業系ごみ	585 t /年

取組① 事業所から排出される紙類の資源化の推進<拡充>

事業所から排出される燃えるごみには、処理施設や排出段階における組成調査の結果から多くの紙類が混入していると考えられます。このため、収集段階や施設搬入時の指導啓発を継続し、分別の徹底を図ることで、更なる紙類の資源化を促進するとともに、大牟田・荒尾RDFセンターの処理量をできる限り抑制します。

大牟田・荒尾RDFセンターには、事業所から機密性の確保のため焼却や裁断などの処理が必要な機密文書が搬入されていますが、ごみの減量化・資源化の推進のため、リサイクル可能な紙質の機密文書についても、資源化の取組を進めます。

取組② その他の紙類の排出方法の周知徹底

ホームページ等でどこの家庭にもあるカレンダー等を使った紙類の排出袋の作り方などを紹介しながら、市民に「その他の紙類」が紙袋での排出ができることを周知徹底することで、多くの市民に簡単に排出できることを理解してもらい、分別の徹底を促していきます。

取組③ 市民等が資源物を排出しやすい環境整備

現在の地域資源回収におけるリサイクル集積所については、「資源物を出す場所」のほか、「地域コミュニティの場」と位置付けてきたこともあり、集積所の場所の決定や不法投棄防止や分別の徹底のためのリサイクル当番を地域での輪番制とするなど地域における管理としています。

こうした中、地域資源回収が全校区で開始してから、26年が経過しており、地域では高齢化が進み、リサイクル当番などの地域での管理が大きな負担となっており、リサイクル当番などの地域による管理のあり方について、検討していきます。

仕事の都合などで地域のリサイクル集積所に資源物を排出できない市民が分別意欲の低下を招かないように、休日における資源の受入を継続します。

施策目標 3 適正排出の指導強化   		
<p>資源化を推進するためには、市民、事業者が分別のルールに基づいた排出段階における分別排出が不可欠です。そのため、収集担当者や啓発推進員による効果的な指導・啓発を推進します。</p>		
ごみ減量目標	家庭系ごみ	60 t /年
	事業系ごみ	15 t /年
<p>取組① 業種毎の協会・組合との連携</p> <p>事業者が加盟する業種毎の協会や組合などの団体と連携し、加盟事業者に対してのごみに関する周知啓発等の協力を求めながらごみの減量化・資源化を促進します。</p>		
<p>取組② 収集時の分別排出の指導啓発</p> <p>収集時における市民への直接的な指導啓発は、分別ルールの周知や市民意識を向上させるために効果的です。そのため、ごみの排出に関する市民対応のマニュアル等を整備し、収集時に適切な指導啓発を行います。また、収集時に不在の世帯に対しては、「収集できません」シールの活用やチラシ等を配付するなど、状況に応じた効果的な指導啓発を行います。</p>		
<p>取組③ 排出段階における組成調査</p> <p>効果的な指導啓発を行うためには、ごみの分別に対する市民意識の把握が重要であることから、定期的に収集ごみの組成調査を行い、ごみの排出状況を把握し、ごみの減量化・資源化に効果的な指導啓発を実施します。</p>		

(3) <<基本方針 3>> 適正処理の推進 ～環境負荷の軽減と地球環境の保全への配慮～

施策目標 1 新ごみ処理施設の建設・運営の推進  	
<p>大牟田・荒尾清掃施設組合が参画するRDF発電事業が令和4(2022)年度で終了しましたが、民間事業者により事業が承継され、令和9(2027)年度までの5年間は事業が継続されることとなりました。現施設である大牟田・荒尾RDFセンターが老朽化しており、新たなごみ処理施設を建設することが必要ですが、ごみ処理施設の建設には、計画から供用開始までに相当の期間を要することから、計画的に取組みを進める必要があります。</p>	
<p>取組① 新ごみ処理施設の建設・運営(変更)</p> <p>新ごみ処理施設の建設、並びに運營業務について、DBO(公設民営)方式により民間活力の導入を図りながら、令和10年7月の供用開始に向けて、実施設計、施設建設を進めます。</p> <p>また、供用開始後から令和30年3月末までの約20年間の運營業務が適切に行われるように、計画的に取組を進めていきます。</p>	

施策目標 2 市民ニーズを踏まえた適切な収集・運搬



循環型社会における資源の分別やごみの減量化に向けた廃棄物の適正処理を推進します。また、高齢化社会における市民ニーズに対応した廃棄物の収集・運搬を実施します。

取組① 福祉収集の実施

福祉収集については、排出者等に対し「自助・互助・共助・公助」の考えに基づく対応を求めつつ、関係部署や介護サービス事業者とも連携しながら、「公助」が必要とする方へ支援事業（福祉収集）を実施します。

また、本市の高齢化率や高齢者の単身世帯数の推移の状況から、福祉収集によるごみ出し支援が必要な世帯の増加が見込まれる中、全ての方に福祉収集のサービスを提供するため、効果的かつ効率的な収集体制を構築します。

取組② 一般廃棄物処理計画に基づく適切な収集・運搬

一般廃棄物について、市は、廃棄物処理法において一般廃棄物処理計画を定めなければならないと規定されています。本市においても、本計画（ごみ処理基本計画）を踏まえた一般廃棄物処理実施計画を毎年度策定し、計画的に収集・運搬し適正に処理を行います。

こうした中、現在の燃えるごみの収集や資源物の回収については、直営と委託業者で行っていますが、その約9割を委託業者で担っている状況です。

このようなことから、市の責任において将来にわたり安定した一般廃棄物の収集運搬を行うための、委託のあり方の検討を進めます。

一方、一定量以上の事業系一般廃棄物については、一般廃棄物収集・運搬業の許可業者により収集・運搬を行います。

施策目標 3 施設の安定稼働の継続と新施設への移行



本市の燃えるごみの中間処理施設である大牟田・荒尾RDFセンターは運転開始から約21年が経過し、施設の老朽化が進行しています。このため、令和10年7月の本格稼働を目指し、現在新たなごみ処理施設の整備を行っていますが、安定稼働を継続し市民生活へ影響を及ぼすことがないように、新施設への移行を図ります。

取組① 施設の安定稼働の継続と新施設への移行（変更）

大牟田・荒尾RDFセンターでは、新ごみ処理施設稼働までの間、計画的な維持管理による安定稼働を継続するとともに、新施設へのスムーズな移行を図ります。

施策目標 4 施設の安定稼働と長寿命化・延命化



本市の燃えないごみ・資源物の中間処理施設であるリサイクルプラザは運転開始から約 21 年が経過し、施設の老朽化が進行しています。このため、適正な維持管理により安定稼働を継続するとともに、長期的な整備計画等により、長寿命化・延命化を図ります。

取組① 施設の維持管理の充実と計画的な保全管理

リサイクルプラザでは、整備計画に基づく維持管理を充実させ、安定稼働を継続します。また、施設の長寿命化・延命化を図りながら、計画的かつ効率的な更新整備や保全管理を行います。

施策目標 5 最終処分場の適正な維持管理と延命化



本市の最終処分場である第三大浦谷埋立地については、関係法令に基づく適正な維持管理を実施するとともに、ごみの減量化・資源化の取組により延命化を図ります。

取組① 最終処分場の維持管理の徹底と埋立量の減量

第三大浦谷埋立地については、廃棄物の搬入量の把握、定期的な水質検査や遮水シート等の主要設備の予防保全を実施するなど、適正な維持管理に継続して取組みます。また、ごみ減量化・資源化を推進し埋立量の減量を図るとともに、環境負荷の軽減や地球環境の保全に努めます。

第8章 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別区分

本計画による、ごみの分別区分と主な品目を表8-1に示します。

分別区分については、ごみの分別収集がごみの減量化・資源化を促進するだけでなく、ごみに対する市民意識にも影響することから、今後も引き続き、本市の高齢化の状況、リサイクルルートの確保、財政的効果、減量効果等を総合的に勘案しながら検討をしていきます。

表8-1 分別区分と主な品目

区 分		主な品目	
燃えるごみ		生ごみ、リサイクルできない紙、剪定枝、プラスチック製品（プラスチック製容器包装を除く）、木くず、ゴム製品	
燃えないごみ		金属類（なべ、フライパン、針金ハンガー、飲料缶やビンのふたなど）陶磁器類、ガラス類、傘、家電製品（炊飯器、電気ポット、DVDデッキなど）カイロ	
有害ごみ		乾電池、蛍光管、水銀体温計	
資源物	缶	飲料缶、食料缶、缶詰の缶、菓子缶	
	スプレー缶	殺虫剤、塗料、油のスプレー缶	
	ビン	無色	透明のビン
		茶色	茶色のビン
		その他の色	透明、茶色以外の色のビン
	プラスチック類	ペットボトル 白色トレイ	ペットマークが表示してあるペットボトル 発泡スチロール製の白色トレイ
		その他のプラスチック	シャンプー・リンスのボトル、洗剤・柔軟剤のボトル、発泡スチロール（緩衝材）、卵のパック、色つきトレイ、バケツ、洗面器
	紙類	新聞紙	新聞紙
		ダンボール	家電製品や飲料水等を梱包する段ボール箱（波板をはさみ多層構造となっているもの）
		雑誌	週刊誌、パンフレット、単行本、書籍
		紙パック	500ml以上の牛乳などの紙製容器（アルミコーティングなし）
		その他の紙類	紙袋、包装紙、はがき、カレンダー、菓子箱、トイレトペーパーの芯、500ml未満の牛乳などの紙製容器
	古布・古着類		シャツ、セーター類、スーツ
大型ごみ		自転車、家具類、机、ベッド、ストーブ、家電製品（電子レンジ、照明器具）	

区 分	主な品目
使用済み小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、CDプレーヤー、ビデオカメラ、電子辞書、ICレコーダー

第9章 ごみ処理に関する基本的事項

1 収集・運搬計画

収集・運搬計画は、表 9-1 に示すとおりです。

市民等が排出するごみの収集運搬については、収集量の動向等を踏まえ、住民サービスや経済性を考慮しつつ、効率的かつ安定的な収集・運搬体制の整備に努めます。

表 9-1 収集・運搬計画

区 分		収集回数	収集方法	収集主体		
家庭系ごみ	燃えるごみ	2回/週	戸別・ステーション	直営又は委託業者		
	燃えないごみ	1回/2週	戸別・ステーション	直営又は委託業者		
	有害ごみ	1回/2週	戸別・ステーション	直営又は委託業者		
	資源物	缶	1回/2週 「その他のプラスチック」 は1回/週	ステーション	直営又は委託業者	
		スプレー缶				
		ビン				無色
						茶色
						その他の色
		プラスチック類				ペットボトル 白色トレイ
						その他のプラスチック
		紙類				新聞紙
ダンボール						
雑誌						
紙パック その他の紙類						
古布・古着類						
大型ごみ	随時申込	戸別	直営			
事業系ごみ	1日の平均排出量が 30kg未満の事業所	家庭系ごみと同じ (大型ごみ及び臨時ごみを除く。)				
	1日の平均排出量が 30kg以上の事業所	事業者又は許可業者への委託				

区 分	収集回数	収集方法	収集主体
使用済み小型家電	1回/月	拠点回収	直営
廃食用油	1回/月	拠点回収	直営又は委託業者

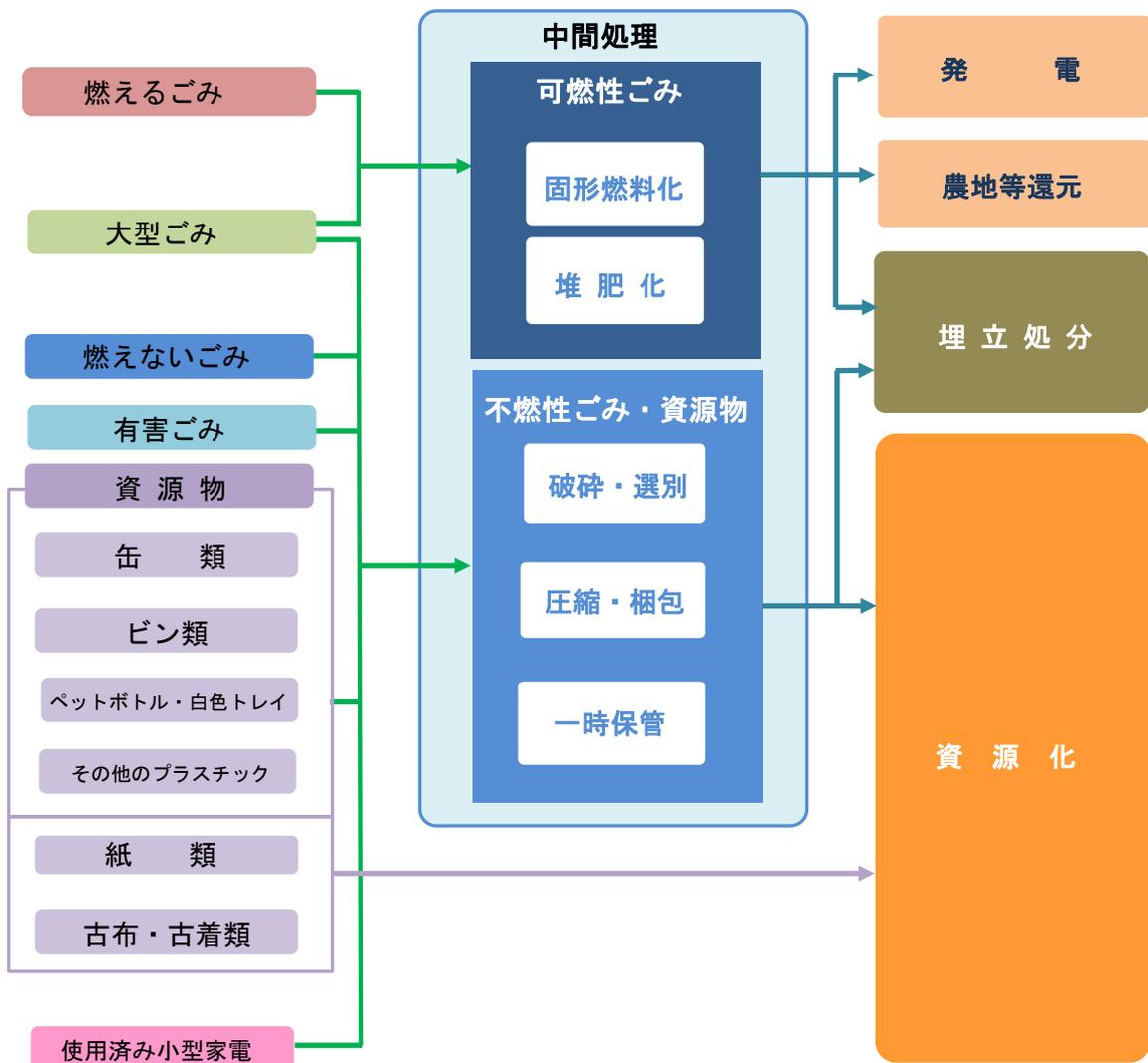
2 中間処理計画

令和7（2025）年度のごみ処理フローを図9-1に示します。

中間処理については、分別区分に基づき搬入されたごみを適正に処理します。可燃性のごみは、大牟田・荒尾RDFセンターで固形燃料化処理を行い、可燃性ごみの一部の有機性廃棄物については、東部環境センターで処理し、堆肥にします。

また、不燃性のごみ、資源物はリサイクルプラザへ搬入し、不燃性のごみは、破碎・選別などの中間処理を行い、鉄やアルミなどを選別し、資源化を図り、資源物は不適物などの選別・圧縮などの中間処理を行い、民間の資源化業者へ引き渡します。

図9-1 ごみ処理フロー



3 最終処分計画

本市では、最終処分場として「第三大浦谷埋立地」を有しており、残余容量は90,774 m³（令和6年5月現在）です。第三大浦谷埋立地では、中間処理施設である大牟田・荒尾RDFセンターとリサイクルプラザの不燃残渣等を処分しています。

こうした中、ごみの総排出量は、減少している一方で、令和2年7月豪雨に伴う災害廃棄物処理の影響で、現計画において推計していた埋立量より増加していますが、本計画に基づく、ごみの減量化・資源化の取組を継続することにより、今後は埋立処分量について減少すると推計しています。

これらのことから、現在のごみ処理方法における埋立可能期間を現計画と同じく、令和20年度までと見込みます。

今後は更に、3Rに基づいたごみの減量化・資源化を推進し、埋立量を減少させるとともに、環境保全や安全性等に十分配慮した適切な維持管理及び定期的な残余容量の把握に努め、施設の延命化を図ります。

第10章 その他ごみ処理に関し必要な事項

1 災害時の廃棄物処理に関する対策

地震、台風、豪雨等による大規模災害時には、避難所からの生活ごみ、一般家庭からの生活ごみと家具等の片付けごみの収集や大量の瓦礫、家屋解体に伴う廃材等の廃棄物の処理を行う必要があります。これらの災害時に発生する大量の廃棄物については、処理の停滞によって、復旧・復興が大幅に遅れることとなるため、適正かつ円滑・迅速に処理することが求められています。

このため、本市においては、国の「災害廃棄物対策指針」や「福岡県災害廃棄物処理計画」を踏まえた「大牟田市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

これにより、「大牟田市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の収集、処理等の体制や仮置場の設置の考え方等を平時から明確にすることで、発災時の混乱を避けるとともに、本市において大規模な災害が発生した場合には、当該計画に加え、「令和2年7月豪雨」に伴う多量の片付けごみや公費解体に伴う家屋解体廃棄物の処理などの経験を活かしながら、市やごみ収集運搬委託業者による収集をはじめ国や県の支援や民間事業者との協定に基づいた連携により、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理します。

2 不適正処理対策

(1) 不法投棄対策

ごみの不法投棄を防止するため、移動式監視カメラの設置と監視パトロールを継続するとともに、広報や啓発等によるモラル向上に努めます。また、不法投棄を発見した場合は、警察等の関係機関と連携し、原因者の究明・原状回復の指導を行います。

(2) 野外焼却対策

廃棄物の野外焼却は、どんど焼きにおける門松、しめ縄の焼却や農業者が行う稲わらの焼却など一部の例外を除き法律で禁止されていますが、ここ数年、年間90件前後の相談が寄せられている状

況です。

広報やイベント時におけるパネルの展示などによる周知啓発、現地調査による適正処理に関する指導を引き続き行います。

3 処理困難物の適正処理対策

(1) 処理困難物

本市の中間処理施設で処理ができないピアノや大型の簡易物置などの処理困難物については、取扱い業者等に依頼し、適正処理を行うよう周知します。

また、市の処理施設の稼働状況を見ながら、処理施設において処理が困難なもの、また、市の施設で処理しないものを新たに処理困難物として指定した場合は、その周知を図るとともに、適正な処理ルートの確保等に努めるものとします。

(2) 法令等に定めがあるもの

家電リサイクル法による対象品目（家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、及び洗濯機・衣類乾燥機）、パソコン及び自動二輪（原動機付自転車を含む）については、今後も、製造業者や小売業者などと協力して適正に処理を行なうとともに、市民に対して処理方法の周知などを行っていきます。

(3) 医療系感染性廃棄物

医療機関等から排出される感染性廃棄物については、市による収集運搬及び市の施設での受入れは行いません。

なお、一般家庭から排出される医療系廃棄物（在宅医療）については、適正に分別し排出するよう啓発を行うとともに、市で受け入れない医療系廃棄物の処理方法について、市民に対して広報やホームページなどで周知を行っていきます。

第 11 章 大牟田市食品ロス削減推進計画

1 食品ロスの現状

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食品のことで、食品の製造、販売、消費の各段階において廃棄され、大量の食品ロスが発生してします。

日本国内における食品ロスの発生量は、年々減少傾向にあり、令和 4 年度の食品ロス量は、472 万トンと推計されており、国における 2030 年までに半減するという目標を達成している状況になっています。

これは、事業系食品ロスが前年度より 51 万トン減少しており、新型コロナウイルスによる影響があったものの、食品事業者の食品ロス削減の取組が着実に進められてきた成果と考えられる一方で、家庭系食品ロスは減少しているものの、目標を達成できていない状況です。

2 福岡県の現状

福岡県においては、「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、「食品ロス削減推進法」という。）」に基づき、国の基本方針を踏まえた「福岡県食品ロス削減推進計画」を令和4年3月に策定しています。

福岡県では、この計画を策定するにあたり、家庭系可燃ごみ組成調査結果や県内市町村の組成調査結果、食品廃棄物多量排出事業者の定期報告等をもとに、平成30年度における県内の食品廃棄物量及び食品ロス量を推計し、食品廃棄物が年間約99.2万トン、うち食品ロスが21.5万トン（事業系10.1万トン、家庭系11.4万トン）と推計しています。

計画では、国における令和12年度の目標が、平成12年度の食品ロス量980万トンを半減することを踏まえ、人口比で福岡県の平成12年度の食品ロス量を38.7万トンと推計し、令和12年度の目標値を19.4万トン（平成30年度実績から2.1万トンの削減）としています。

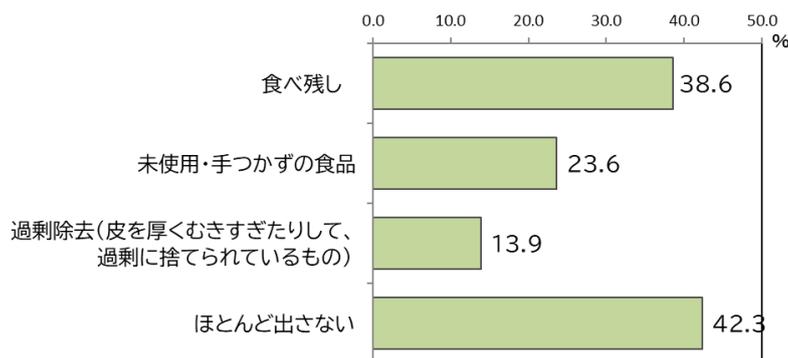
3 大牟田市の現状

本市では、令和元年に策定した「大牟田市ごみ処理基本計画」の主要施策として「食品ロスの削減」を掲げ、令和11年度までに300トン（家庭系150トン、事業系150トン）削減することを目標として、食品ロス削減に効果のあるグッズの配布など市民意識の向上を図りながら、家庭からの食品ロスの削減や福岡県が実施する福岡県食品ロス削減県民運動の「食べもの余らせん隊」に協力する登録店の拡大など、飲食店等からの食品ロス削減の取組を進めてきました。

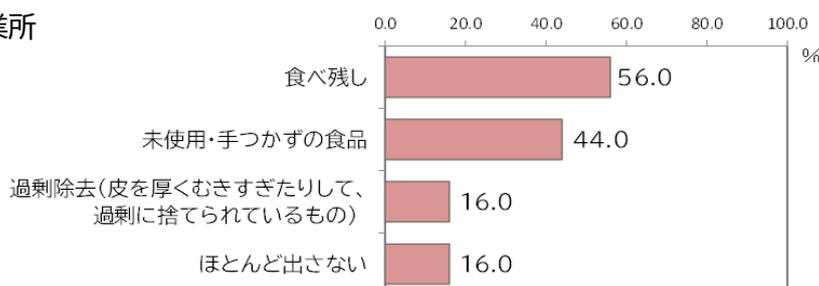
こうした中、今回の「大牟田市ごみ処理基本計画」の見直しにあたり実施した市民・事業所アンケートで、家庭や飲食店等での食品ロスの発生要因に関する設問では、市民、事業者ともに「食べ残し」との回答が1番多く、次に「未使用・手つかずの食品」との結果でした。

一方、「ほとんど出さない」と回答した市民は、42.3%であり、令和元年に策定した「大牟田市ごみ処理基本計画」を策定するにあたり実施した市民アンケートと比較して1.5ポイント向上していますが、「ほとんど出さない」と回答した事業者については、16.0%で、11.9ポイント低下しています。

●市民



●事業所



4. 食品ロス削減推進計画策定の趣旨

食品ロスにつきましては、SDGsにおける17の目標のひとつとして、2030年までに世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることが盛り込まれているほか、国における「第4次循環型社会形成推進計画」及び食品リサイクル法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する方針」において家庭系及び事業系の食品ロスを2030年までに2000年比で半減するとの目標が定められています。

こうした中、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に「食品ロス削減推進法」が施行され、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項が定められました。食品ロス削減推進法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、2030年までに2000年比で半減する削減目標の達成を目指し取組を推進することとされています。

また、福岡県においては、当該法律を踏まえ、「福岡県食品ロス削減推進計画」を策定し、これまで県民運動として食品ロス削減に取り組んできた気運を高め、更なる食品ロス削減を図ることとしています。

一方、本市では、令和元年に策定した「大牟田市ごみ処理基本計画」において、食品ロスの削減が燃えるごみの減量につながるとし、主要施策のひとつに「食品ロスの削減」を掲げ、市民や事業者に対する意識啓発に取り組んできたところです。

本市としましても、こうした国における「食品ロス削減推進法」の趣旨や県の動向を踏まえ、地域の特性に応じた施策に取り組む、食品ロス削減を図るための計画を策定するものです。

5 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法に基づき、国の基本方針及び福岡県食品ロス削減推進計画を踏まえて策定する「大牟田市食品ロス削減推進計画」と位置付けます。

また、本市の「大牟田市まちづくり総合プラン」「大牟田市環境基本計画」「大牟田市ごみ処理基本計画」をはじめ「大牟田市健康福祉総合計画」等の関連計画との整合を図ります。

6 計画期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

7 基本理念

食品ロスの削減については、「大牟田市ごみ処理基本計画」の主要施策のひとつとして掲げており、本計画の基本理念についても『「もったいない」ではじまるごみ減量』とし、食品ロスが、製造、販売、消費の各段階において廃棄され、大量に発生していることから、市民、事業者、市(行政)が、それぞれの役割と連携により食品ロスの削減を図ります。

8 数値目標

「福岡県食品ロス削減推進計画」では、福岡県の平成30年度の食品ロス量を21.5万トンと推計し、令和12年度までに2.1万トン削減し、19.4万トンにすることとしています。

こうしたことを踏まえ、本市の数値目標を「福岡県食品ロス削減推進計画」に基づき人口比から算

出した場合、本市の食品ロスの削減は441トン必要であり、本計画における令和11年度の数値目標を4,522トン（家庭系2,125トン、事業系2,397トン）とします。

なお、本市における令和5年度の食品ロス量を「福岡県食品ロス削減推進計画」に基づき推計した場合には、4,630トン（家庭系2,176トン、事業系2,454トン）が発生していることとなります。

こうしたことから、数値目標については、令和11年度までに108トン（家庭系51トン、事業系57トン）を削減します。

食品ロス削減目標値



9 目標達成に向けた具体的な施策

(1) 家庭における食品ロスの削減の推進

① 食品ロス削減運動の推進

食品ロスの主な発生要因である「手つかずの食品」や「食べ残し」を削減するため、毎月10日と30日など、定期的に冷蔵庫や食材の保存場所を確認する「家庭版3010運動」や必要な量だけの食材の購入、食べきれぬ量の料理を作る「食べきり運動」など、「食品ロス削減運動」を推進します。

② 環境学習や出前講座等における意識啓発の実施

小学校4年生を対象とした環境学習、ごみやりサイクルに関する出前講座、イベントなど、様々な機会を通して、子どもから大人まで幅広い世代に食品ロスに関する意識啓発に取り組めます。

③ 啓発資材を活用した意識啓発の実施

食品ロスの削減に効果的な野菜の皮の過剰除去の防止や野菜を長期間保存できるグッズなどと合わせ、食品ロスの現状や対策に関する啓発チラシを配布することで、市民の食品ロスに関する関心を高めます。

④ 「てまえどり」の促進

購入してすぐ食べる場合には、商品棚の手前にある商品、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を買い物時に実践してもらえるよう周知啓発に取組みます。

(2) 事業所における食品ロスの削減の推進

① フードシェアリングサービス導入の検討

アプリなどにおいて食品提供事業者で廃棄されそうな食品と購入したい市民等をマッチングさせ、廃棄を防止することで食品ロスを削減できるフードシェアリングサービスの導入を検討します。

② 福岡県食品ロス削減県民運動との連携

福岡県が実施する福岡県食品ロス削減県民運動の「食べもの余らせん隊」に協力する飲食店等の登録を促進し、3010 運動、少量メニューの提供等により食品ロス削減を進めます。

③ 飲食店関連団体との連携

飲食店組合などの団体との連携しながら情報を発信することで食品ロス削減の促進を図ります。

(3) 自治体間のネットワークや庁内連携による食品ロス削減の推進

① 定期的な食品ロスの発生状況調査の実施

市内で発生する食品ロスの量を調査することで、施策の効果や市民の食品ロスに対する関心の変化などを把握できるため、ごみの組成調査を定期的の実施します。

② 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の活用

本市では、平成 30 年から「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会 (R. 6. 5 現在 446 自治体、県内 8 自治体参加)」に参加しており、令和 3 年には、同協議会が主催する「食品ロス削減全国大会」に参加し、他の自治体の担当者と食品ロスに関して情報交換するなど、今後の食品ロス削減の施策の参考としているところです。

今後も、参加している自治体と積極的な情報交換や効果的な施策を参考とするなど、食品ロスの削減に向けた取組を進めます。

③ 食育事業との連携

これまでも、食育に関するイベント「健やか住みよか食育フェア」で食品ロスに関する情報を発信するなど、食育を通じた意識啓発に取り組んできました。今後も、バランスのとれた食事の啓発など食育を推進する中で、「食べ残さない」ことの大切さに関する情報発信もあわせて取組み、食品ロスの削減につなげます。

④ 災害備蓄食等の有効活用

本市が備蓄している災害備蓄食や飲料水については、地域の防災訓練などで啓発用として配布するなど、有効に活用することで、食品ロスにならない取組に努めます。

⑤ 未使用・未開封食品の有効活用の推進

家庭で余っている食品などを社会福祉施設や子ども食堂に提供する取組を支援します。

第12章 計画の進捗管理

本計画については、P l a n（計画の策定）、D o（施策の実行）、C h e c k（評価）、A c t i o n（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的に点検、評価、見直しを行いながら進捗管理を実施することとします。

1 ごみ処理基本計画に基づく施策の実施

本計画で定めた各施策を推進するために、具体的な取組について、毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画に反映し、実施していくこととします。

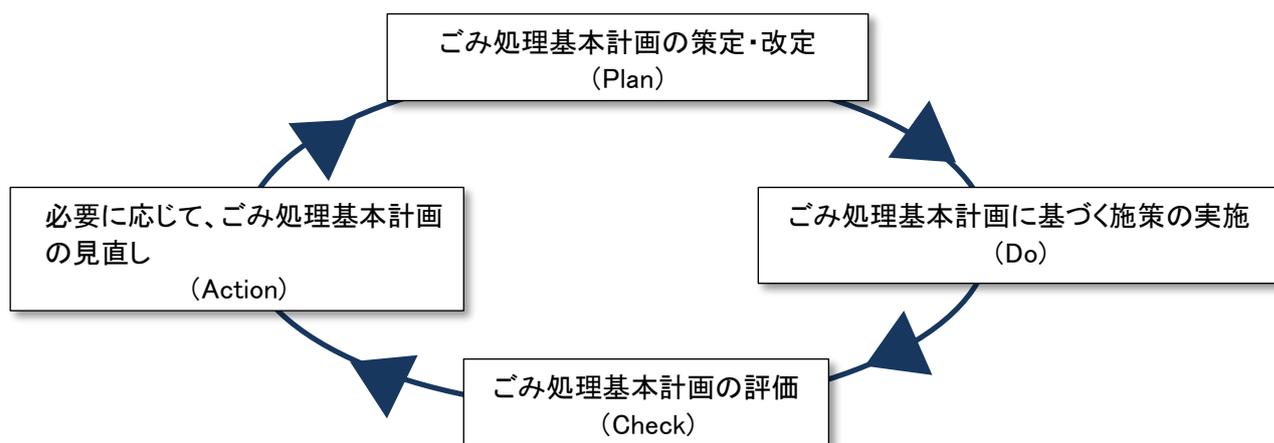
2 ごみ処理基本計画の評価

一般廃棄物処理実施計画による取組の実施状況や目標達成に向けた進捗状況、廃棄物処理を取り巻く社会的状況の変化等を踏まえ、概ね5年ごと、本計画の点検・評価を行います。評価結果については、広報おおむたや市のホームページで公表します。

3 ごみ処理基本計画の見直し

ごみ処理基本計画についての評価を踏まえ、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、見直しを行います。

図 11-1 PDCAサイクルイメージ



参考 用語集

ア行

RDF（アール・ディ・エフ）	Refuse Derived Fuel の略で、「ごみ固形燃料」のことです。
一般廃棄物	廃棄物処理法第2条第2項において定義される産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物は、排出される場所や状況により、一般家庭の日常生活から発生する「家庭系ごみ」と飲食店や事業所などの事業活動に伴って発生する「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」に区分されます。
SDGs（エスディーズ）	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

カ行

家庭系ごみ	一般家庭の生活に伴って排出される資源物を含むごみ（一般廃棄物）のことです。本計画では、これに加え、条例に基づき収集される1日の平均排出量が30kg未満の事業系ごみを含みます。
環境基本法	環境の保全についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全にかかる責務を明らかにしている法律です。
環境省一般廃棄物処理事業実態調査	一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として、全国の市町村等に対して行うものです。
協働	市民、事業者、市のそれぞれの主体が責任と役割を分担し、連携・協力して取り組むことです。
経済センサス	事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的に総務省統計局が実施しています。
小型家電リサイクル法	デジタルカメラ、携帯電話やゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための各種の措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律です。
固形燃料	本計画では、家庭や事業所から排出された生ごみやプラスチックごみなどの廃棄物を固形燃料としたものを指しています。

戸別収集	ごみを戸別（住宅前）に収集する方法です。
ごみ質分析検査	ごみ焼却施設では、年4回以上のごみ質調査等、維持管理に必要な各種分析・検査の実施が義務付けられるとともに、効果的かつ効率的なごみの減量化・資源化の施策を推進するためにも必要な検査です。
ごみ出しアプリ	スマートフォンやタブレットなどの携帯端末からごみの分別やごみ出し日など、ごみに関する情報を確認することができるアプリのことです。

サ行

最終処分	ごみを中間処理施設で処理し、可能な限り資源化した後に残った、どうしても資源化できない物を最終的に埋め立てにより処分することです。
S A F（サフ）	「Sustainable Aviation Fuel」の略称で、循環型の燃料で製造された航空燃料を指します。従来のジェット（航空）燃料と比較してCO ₂ 削減効果あるとして、近年、SAFの原料の一つとして、廃食用油が注目されています。
産業廃棄物	事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、廃棄物処理法施行令で定められた20種類に該当する廃棄物です。
残渣	ごみを中間処理施設（RDFセンター及びリサイクルプラザ）で廃処理した後に、再資源化できずに残ったものです。
3010（さんまるいちまる）運動	宴会や会食時に食べ残しを減らすために、乾杯から最初の30分間は自席で料理を楽しみ、お開き前の10分間は自席に戻って料理を残さず食べようという運動です
シェアリングサービス	個人または、事業者が所有する物や空間などを必要な人に提供・共有するサービスのことです。
事業系ごみ	廃棄物処理法で規定された産業廃棄物以外のごみで、事業活動に伴って排出されるごみです。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムに代わる、天然資源の消費を抑制し、環境負荷の軽減を図る社会です。
循環型社会形成推進基本法	循環型社会を形成するために基本的な枠組みとなる法律で、廃棄物の処理やリサイクルに係る対策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めた法律です。
食品リサイクル法	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」のことです。廃棄物となる食品の排出抑制と飼料、肥料等への資源化を目的とし、食品関連産業から排出される食品廃棄物について、再生利用等の促

	進を義務付けています。
食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。手つかずの状態 で廃棄される「直接廃棄」、まだ食べられるのに廃棄される「食べ残 し」、食べられる部分まで除去される「過剰除去」などが食品ロス に該当します。
食品ロスの削減の推進に関する法律	食品ロスに関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにすると ともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減移管する施策の基本と なる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進す るために令和元年5月31日に交付され、令和元年10月1日に施行 されました。略称は「食品ロス削減推進法」と言います。
処理困難物	家庭から排出されるごみのうち、市町村が保有する中間処理施設等 では適正に処理することが困難なごみです。
3R（スリーアール）	リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利 用）の頭文字の「R」をとって3Rと言います。
清掃汚泥	し尿処理施設の設備を定期的に清掃する際に発生する汚泥です。

タ行

単位体積重量	1 m ³ あたりの重量です。
段ボールコンポスト	段ボール箱の中に土壌改良剤（ピートモス、もみ殻くん炭）を入れ、 微生物の力によって生ごみを分解し、堆肥化するものです。
中間処理	排出されたごみを衛生的に減量化・資源化・安定化させる処理の総 称であり、最終処分前に行う処理のことです。具体的な方法として は、焼却処理、熔融処理、固形燃料化、堆肥化、破碎・選別処理な どがあります。
厨芥類	家庭の台所や飲食店等から発生する調理くず、食べ残しなどの生ご みのことです。
沈砂	し尿処理施設の処理過程で発生する砂のことです。
展開検査	ごみの中間処理施設に直接搬入されるごみに処理困難物や資源物 が混入していないか検査する指導啓発のひとつです。

ナ行

生ごみ堆肥化容器	生ごみをコンポスト（堆肥）にする容器です。本計画では、段ボー
----------	--------------------------------

	ルコンポスト、設置型コンポスト容器及び密閉式非設置型コンポスト容器をいいます。
--	---

ハ行

廃棄物処理法	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のことです。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。
廃食用油	家庭から排出されるてんぷら油などのことです。回収し、資源化を行うことでバイオディーゼル燃料、近年では SAF の原料として注目されています。
PDCAサイクル	「計画の策定」、「施策の実行」、「評価」、「見直し」の4つの段階を継続的に繰り返しながら、計画を点検、評価、見直しを行うことです。
フードシェアリングサービス	アプリなどで食品提供事業者が廃棄になりそうな食品を定価より安価で提供する情報を発信することで、その食品を購入したい市民等（ユーザー）とマッチングさせるサービスのことです。
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与するため、令和3年6月11日に公布され、令和4年4月1日に施行されました。略称は、「プラスチック資源循環促進法」といいます。

マ行

マルチング	夏場の地面や畑の乾燥防止、冬場の保湿・保温や雑草防止のため、ビニールやわらなどの自然素材で畑や地面を覆うことです。
-------	---

ヤ行

有機性廃棄物	成分が動植物に由来する廃棄物のことです。
容器包装	「容器」と「包装」のことで、缶やペットボトルなどの商品を入れ

	る物であったり、包装紙やラップなどの商品を包む物であったり、商品を消費、または、使用することで不要となる物のことです。
容器包装リサイクル法	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」のことで、容器包装廃棄物のリサイクルを促進することを目的する法律です。市民は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うなどの役割分担によりリサイクルを推進するものです。

ラ行

リサイクル	廃棄物等を原材料として再生し利用することです。再生利用には、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル、化学的に処理して製品の化学原料にすることをケミカルリサイクル、焼却して熱エネルギーを回収することをサーマルリサイクルがあります。
リサイクル（再生利用）率	ごみの総処理量のうちの資源化した量の割合をいいます。
リデュース	廃棄物の発生を抑制することで、リユース、リサイクルよりも優先される取り組みです。
リペア	修理のことです。
リユース	使用された製品や部品、容器等を再使用することです。